



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月1日木曜日 第2153号外4

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則..... 1
 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 2
 愛媛県執務時間規則の一部を改正する等の規則..... 8
 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則..... 8

告 示

知事印（専用公印）の廃止..... 9
 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... 9

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....10
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....33
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....44
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....50
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....54
 愛媛県広報広聴推進班規程.....65
 愛媛県E V 開発推進班規程.....66
 愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令.....66

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則.....68

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則.....70

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令.....70

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則.....72
 職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....73
 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....74

人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正.....77
 へき地等学校の指定.....78

県議会訓令

愛媛県議会議事局規程の一部を改正する訓令.....79

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程.....80

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令.....87

規 則

○愛媛県規則第26号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(職の設置)			(職の設置)		
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。			第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		
区分	職		区分	職	
知事の事務部局	省略		知事の事務部局	省略	
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、 <u>所付</u> 、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補		地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付_____、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補

	佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略	

	佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略	

第 3 条 前条 に規定する職は、組織の必要に応じ置くものとする。
第 4 条 省略

第 3 条 知事の事務部局において公立学校学長、公立学校学部長、公立学校教員又は公立学校助手（以下「教員等」という。）をもつて充てる職は、次の表のとおりとする。

区分		職
知事の事務部局	医療技術大学	学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長、教授、准教授、講師、助教、助手、センター員

第 4 条 前 2 条に規定する職は、組織の必要に応じ置くものとする。
第 5 条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務部各課の所掌事務）</p> <p>第 7 条 総務管理課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>	<p>（総務部各課の所掌事務）</p> <p>第 7 条 総務管理課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>遞送車の運行及び遞送車に乗車し、遞送の業務に従事する職員</u>の管理に関すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>

(7) 省略

(8) 省略

2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号、第8号、第10号及び第11号の事務は、職員厚生室が所掌する。

(1)～(5) 省略

(6) 職員の児童手当及び子ども手当に関すること。

(7)～(13) 省略

3～5 省略

6 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 送達事務_____に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(10) 省略

7 省略

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2～6 省略

7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県の環境マネジメントに係る活動の統轄に関すること。

(4)～(11) 省略

(12) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくエネルギー管理に関すること。

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

8・9 省略

（地方局各部の所掌事務）

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管内の地方機関_____の総合調整に関すること。

(2)～(16) 省略

2～4 省略

第49条及び第50条 削除

(8) 省略

(9) 省略

2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号、第8号、第10号及び第11号の事務は、職員厚生室が所掌する。

(1)～(5) 省略

(6) 職員の児童手当_____に関すること。

(7)～(13) 省略

3～5 省略

6 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 送達事務の総括に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(10) 省略

7 省略

（県民環境部各課の所掌事務）

第9条 省略

2～6 省略

7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 庁内のISO14001_____に係る活動の統轄に関すること。

(4)～(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

8・9 省略

（地方局各部の所掌事務）

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管内の地方機関（愛媛県立医療技術大学（以下「医療技術大学」という。）を除く。）の総合調整に関すること。

(2)～(16) 省略

2～4 省略

（医療技術大学）

第49条 医療技術大学の業務は、次のとおりとする。

(1) 保健及び医療の分野における高度の専門的な知識及び技術の教授研究に関すること。

(2) その他医療技術大学の管理運営に関すること。

2 医療技術大学に事務局、図書館及び地域交流センターを置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課及びそれぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	総務係
学務課	教務係、学生係

3 医療技術大学に次の職員を置く。

(1) 学長

(2) 学部長

(3) 学科長

(4) 地域交流センター長

(心と体の健康センター)

第52条 愛媛県心と体の健康センター(以下「心と体の健康センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定_____及び精神障害者保健福祉手帳の交付_____に関する事
- (6)・(7) 省略

2 省略

3 心と体の健康センターに次の職員を置く。

- (1)~(3) 省略
- (4) 担当係長
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

4 省略

第53条及び第54条 削除

(5) 図書館長

(6) 学生部長

(7) 教授

(8) 准教授

(9) 講師

(10) 助教

(11) 助手

(12) センター員

(13) 事務局長

(14) 課長

(15) 係長

(16) 担当係長

(17) 主事

(18) その他の職員

4 医療技術大学に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 参事

(2) 副参事

(3) 専門員

(4) 主任

第50条 削除

(心と体の健康センター)

第52条 愛媛県心と体の健康センター(以下「心と体の健康センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定に関する事
- (6)・(7) 省略

2 省略

3 心と体の健康センターに次の職員を置く。

- (1)~(3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

4 省略

第53条 削除

(歯科技術専門学校)

第54条 愛媛県立歯科技術専門学校(以下「歯科技術専門学校」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科衛生士及び歯科技工士に関する専門的知識及び技術の習得に必要な教育課程の実施に関する事。
- (2) その他学校管理運営に関する事。

2 歯科技術専門学校に庶務係を置く。

3 歯科技術専門学校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 係長
- (4) 教務主任
- (5) 主事
- (6) 技師
- (7) その他の職員

4 歯科技術専門学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(産業技術研究所)

第56条 省略

2 産業技術研究所に企画管理部、技術開発部及び食品産業技術センターを置き、次の表の左欄に掲げる部及びセンターに、それぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
窯業技術センター	技術支援室	
省略		

3・4 省略

(農林水産研究所)

第64条 省略

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
企画環境部	省略	
	環境安全室	
省略		

3・4 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
市町振興課	行政係、選挙係、財政係、税政係、地域支援係
省略	
行政システム改革課	システム改革係、経営改革係、行政改革係
省略	
危機管理課	防災企画係、防災対策係、防災情報係、危機管理係
環境政策課	環境計画係、大気・環境評価係、水道整備係、温暖化企画係、温暖化対策係、水・土壌環境係、原子力安全係
省略	
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、県産品振興係
省略	
都市計画課	土地利用調整係、都市計画係、施設計画係、まちづくり推進係、宅地開発審査係
省略	

別表第2 (第6条関係)

(1) 参事

(2) 専門員

(3) 主任

(産業技術研究所)

第56条 省略

2 産業技術研究所に企画管理部、技術開発部及び食品産業技術センターを置き、次の表の左欄に掲げる部及びセンターに、それぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
窯業技術センター	技術支援室	管理係
省略		

3・4 省略

(農林水産研究所)

第64条 省略

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
企画環境部	省略	
	品質安全室	
	環境保全室	
省略		

3・4 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
市町振興課	行政係、選挙係、財政係、税政係、地域支援係、合併支援係
省略	
行政システム改革課	システム改革係、経営改革係、行政改革係、総務事務改革係
省略	
危機管理課	防災企画係、防災情報係、危機管理係
環境政策課	環境計画係、大気・環境評価係、水道整備係、温暖化対策係、水・土壌環境係、原子力安全係
省略	
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、記念事業推進係、県産品振興係
省略	
都市計画課	土地利用調整係、地価審査係、都市計画係、施設計画係、まちづくり推進係、宅地開発審査係
省略	

別表第2 (第6条関係)

幹事課	地方機関
省略	
保健福祉課	_____ 児童相談所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター_____、看護専門学校、身体障害者更生相談所、婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園
省略	

幹事課	地方機関
省略	
保健福祉課	医療技術大学、児童相談所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター、歯科技術専門学校、看護専門学校、身体障害者更生相談所、婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部		課	係
東予地方局	省略		
	健康福祉環境部	企画課	_____ 医療対策係
		省略	
		省略	
	今治支局	企画課	_____ 医療対策係
		省略	
	省略		
	建設部	省略	
		建設企画課	
		河川港湾課	
道路課			
省略			
省略			
中予地方局	省略		
	健康福祉環境部	企画課	_____ 医療対策係、検査係
		省略	
	省略		
	建設部	省略	
		建設企画課	
		河川砂防課	
		道路第一課	
		道路第二課	
		特定事業課	港湾海岸係_____
省略			
建築指導課	第一係、第二係_____		
省略			
南予地方局	省略		
	健康福祉	企画課	_____ 医療対策係

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部		課	係
東予地方局	省略		
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係
		省略	
		省略	
	今治支局	企画課	企画情報係、医療対策係
		省略	
	省略		
	建設部	省略	
		建設企画課	企画係、調査係
		河川港湾課	第一係、第二係
道路課		第一係、第二係、街路係、道路補修係	
省略			
省略			
中予地方局	省略		
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係、検査係
		省略	
	省略		
	建設部	省略	
		建設企画課	企画係、調査係
		河川砂防課	第一係、第二係、第三係、第四係
		道路第一課	第一係、第二係、第三係、第四係
		道路第二課	第一係、第二係、道路補修第一係、道路補修第二係
		特定事業課	港湾海岸係、高規格道路係
省略			
建築指導課	第一係、第二係、県営住宅係		
省略			
南予地方局	省略		
	健康福祉	企画課	企画情報係、医療対策係

環境部	省略	
	省略	
八幡浜支局	企画課	_____医療対策係
	省略	
省略		
建設部	省略	
	建設企画課	
	河川港湾課	
	道路課	
	省略	
省略		

環境部	省略	
	省略	
八幡浜支局	企画課	企画情報係、医療対策係
	省略	
省略		
建設部	省略	
	建設企画課	企画係、調査係
	河川港湾課	第一係、第二係
	道路課	第一係、第二係、第三係、 道路補修係
	省略	
省略		

別表第5 (第23条の3関係)

土木事務所	課	係
東予地方局四国中央土木事務所	省略	
	建設課	
東予地方局今治土木事務所	省略	
	河川港湾課	
	道路課	
	省略	
中予地方局久万高原土木事務所	省略	
	河川砂防課	
	道路課	
南予地方局大洲土木事務所	省略	
	河川港湾課	
	道路課	
南予地方局八幡浜土木事務所	省略	
	河川港湾課	
	道路課	_____高規格道路係_____
南予地方局西予土木事務所	省略	
	河川砂防課	
	道路課	
南予地方局愛南土木事務所	省略	
	建設課	

別表第7 (第27条関係)

保健所	課	係
四国中央保健	企画課	_____医療対策係

別表第5 (第23条の3関係)

土木事務所	課	係
東予地方局四国中央土木事務所	省略	
	建設課	河川港湾係、道路係、道路補修係
東予地方局今治土木事務所	省略	
	河川港湾課	第一係、第二係
	道路課	第一係、第二係、道路補修係
	省略	
中予地方局久万高原土木事務所	省略	
	河川砂防課	河川砂防係
	道路課	第一係、第二係、第三係、 道路補修係
南予地方局大洲土木事務所	省略	
	河川港湾課	企画係、河川港湾係、砂防係
	道路課	第一係、第二係、第三係、 第四係、道路補修係
南予地方局八幡浜土木事務所	省略	
	河川港湾課	第一係、第二係
	道路課	道路係、高規格道路係、 道路補修係
南予地方局西予土木事務所	省略	
	河川砂防課	河川砂防係
	道路課	第一係、第二係、道路補修係
南予地方局愛南土木事務所	省略	
	建設課	河川港湾係、道路係、公園・道路補修係

別表第7 (第27条関係)

保健所	課	係
四国中央保健	企画課	企画情報係、医療対策係

所	省略	
西条保健所	企画課	_____ 医療対策係
	省略	
	省略	
今治保健所	企画課	_____ 医療対策係
	省略	
松山保健所	企画課	_____ 医療対策係、検査係
	省略	
八幡浜保健所	企画課	_____ 医療対策係
	省略	
宇和島保健所	企画課	_____ 医療対策係
	省略	
	省略	

所	省略	
西条保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	省略	
	省略	
今治保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	省略	
松山保健所	企画課	企画情報係、医療対策係、検査係
	省略	
八幡浜保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	省略	
宇和島保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	省略	
	省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県執務時間規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成22年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県執務時間規則の一部を改正する等の規則

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係) 省略 省略	別表(第3条関係) 省略 愛媛県立医療技術大学 省略

(愛媛県立歯科技術専門学校学則及び愛媛県立医療技術大学学則の廃止)

第 2 条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県立歯科技術専門学校学則(昭和46年愛媛県規則第13号)
- (2) 愛媛県立医療技術大学学則(平成15年愛媛県規則第70号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第29号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な

職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content includes '地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。' and lists of positions like '局長及び病院管理監'.

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content includes '地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。' and lists of positions like '局長及び病院管理監'.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第425号

次に掲げる専用公印は、平成22年3月31日限り、廃止した。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 種別 (Category), 管守場所 (Office), 数 (Number), 専用区分 (Special Designation). Rows include '知事印' for '東予地方局' and '南予地方局'.

○愛媛県告示第426号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content includes '口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容' and lists of examination names like '愛媛県立医療技術大学入学試験'.

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項								
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分						
		知 事	専決者				知 事	専決者					
				部 長	局 長	課 長					部 長	局 長	課 長
1・2 省 略					1・2 省 略								
3 公文書 の公開に 関する事 務	1～4 省略				3 公文書 の公開に 関する事 務	1～4 省略							
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事 務。					5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事 務。							
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等 (<u>条例第19条</u> 、 <u>第20条</u> 、 <u>要綱第12条</u>)					(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等 (<u>条例第18条</u> 、 <u>第19条</u> 、 <u>要綱第12条</u>)							
	(2) 省略					(2) 省略							
	(3) 第三者に対する通知（ <u>条例第15条第3項</u> 、 <u>第22条</u> ）					(3) 第三者に対する通知（ <u>条例第15条第3項</u> 、 <u>第21条</u> ）							
4 省略					4 省略								
5 愛媛県 個人情報 保護条例 の施行に 関する事 務	1～7 省略				5 愛媛県 個人情報 保護条例 の施行に 関する事 務	1～7 省略							
	8 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事 務。					8 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事 務。							
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等 (<u>第41条</u> 、 <u>第42条</u>)					(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等 (<u>第40条</u> 、 <u>第41条</u>)							
	(2) 第三者に対する通知（ <u>第25条第3項</u> 、 <u>第44条</u> ）					(2) 第三者に対する通知（ <u>第25条第3項</u> 、 <u>第43条</u> ）							
6 組織及 び人事管 理に關す る事務	1～14 省略				6 組織及 び人事管 理に關す る事務	1～14 省略							
	15 児童手当及び子ども手当の認定に関する事 務。					15 児童手当_____の認定に関する事 務。							
	16・17 省略					16・17 省略							
7～24 省 略					7～24 省 略								

25 消費者安全法の施行に関する事務	1 消費者事故等の発生に関する情報の通知(第12条第1項、第2項)					—
26 省略						

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(5) 省略

(6) 25の部1の項

(7) 26の部1の項(3)

2 省略

3 この表6の部14の項、15の項及び17の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
総務管理課	1・2 省略					
	3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					

25 省略						

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(5) 省略

(6) 25の部1の項(3)

2 省略

3 この表6の部14の項、15の項及び17の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
総務管理課	1・2 省略					
	3 送送車の運行及び送送車の管理に関すること。	1 送送車の運行及び送送員の管理に関すること。				—
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～4 省略				
	5 給与等に関する事務	1 省略			
		2 諸手当に関すること（給与条例及び技能労務職員の給与条例）。			
		(1) 初任給調整手当の支給額等の決定（給与条例第18条の4）			
		(2)・(3) 省略			
	3 省略				
6 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の施行に関する事務	1 省略				
	2 補償の決定（3に該当するものを除く。）（第7条から第9条まで、第10条の2、第11条、第14条、第15条）				
	3・4 省略				
7～10 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～4 省略				
	5 給与等に関する事務	1 省略			
		2 諸手当に関すること（給与条例及び技能労務職員の給与条例）。			
		(1) 初任給調整手当の支給額等の決定（給与条例第7条）			
		(2)・(3) 省略			
	3 省略				
6 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の施行に関する事務	1 省略				
	2 補償の決定（3 _____ を除く。）（第7条から第9条まで _____、第11条、第14条、第15条）				
	3・4 省略				
7～10 省略					

備考 愛媛県立医療技術大学（以下「医療技術大学」という。）の学長、学部長、教員及び助手に係るこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 1の部2の項(1)事項の欄、3の部1の項(1)ア同欄及び4の部6の項(1)同欄中「本庁の局長又はこれに相当する職以上の職にある者」とあるのは、「学長及び学部長」とする。
- (2) 1の部2の項(2)事項の欄、2の部1の項(1)同欄、5の部1の項(2)同欄及び同部2の項(3)イ同欄中「本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者」とあるのは、「学長、学部長、教授及び准教授」とする。
- (3) 4の部1の項(1)事項の欄中「部長及びこれに相当する職にある者」とあるのは、「学長」とする。
- (4) 4の部5の項(1)事項の欄中「本庁の部長又はこれに相当する職以上の職にある者」とあるのは、「学長」とする。
- (5) 4の部5の項(2)事項の欄中「本庁の局長又はこれに相当する職にある者」とあるのは、「学部長」とする。

(6) 4の部5の項(3)事項の欄中「本庁の課長又はこれに相当する職にある者」とあるのは、「教授」とする。

(7) 5の部1の項(1)事項の欄及び同部2の項(3)ア同欄中「本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職にある者」とあるのは、「学長及び学部長」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
職員厚生室	1 省略					
	2 恩給法の施行に関する事務	1～3 省略 4 恩給の支給の決定(恩給給与規則第29条)				
	3・4 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
職員厚生室	1 省略					
	2 恩給法の施行に関する事務	1～3 省略 4 恩給の支給の決定(恩給給与規則第28条)				
	3・4 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市町振興課	1～6 省略					
	7 交通安全対策特別交付金等に関する政令の施行に関する事務	1 省略				
	8 地方公営企業法の施行に関する事務	1 省略				
	9～14 省略					
	15 地方特例交付金等の地方財政の特別措	1 地方特例交付金_____の算定及び交付(第7条_____) 2 地方特例交付金_____の額の算定に用いる				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市町振興課	1～6 省略					
	7 交通安全対策特別交付金等に関する政令の施行に関する事務	1 省略				
	8 地方公営企業法の施行に関する事務	1 省略 2 市町公営企業の財政再建計画の変更の同意及び総務大臣への事前協議(第44条第1項、第3項、第49条第3項、第51条、地方公営企業法施行令第34条)				
	9～14 省略					
	15 地方特例交付金等の地方財政の特別措	1 地方特例交付金及び特別交付金の算定及び交付(第7条、附則第4条第10項) 2 地方特例交付金及び特別交付金の額の算定に用いる				

置に関する法律の施行に関する事務	資料の審査及び総務大臣への送付（第8条第2項_____）				
16～19 省略					
20 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務	1 省略				
	2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議（第6条第4項、第7項）				
	3 過疎地域自立促進県計画の作成（第7条第1項、第4項）				
	4 過疎地域自立促進県計画の変更（第7条第1項、第4項、第5項）				
21～24 省略					

置に関する法律の施行に関する事務	資料の審査及び総務大臣への送付（第8条第2項、 <u>附則第4条第10項</u> ）				
16～19 省略					
20 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務	1 省略				
	2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議（ <u>第6条第1項、第6項</u> ）				
	3 過疎地域自立促進県計画の作成（第7条第1項_____）				
	4 過疎地域自立促進県計画の変更（第7条第1項、第4項_____）				
21～24 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私学文書課	1 私立学校に関する事務	1・2 省略				
		3 <u>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律に関すること。</u>				
		(1) <u>就学支援金の受給資格の認定（第5条）</u>				—
		(2) <u>就学支援金の支給（第7条第1項）</u>				—
		(3) <u>就学支援金の支給停止（第9条第1項）</u>				—
		(4) <u>不正利得の徴収（第11条第1項）</u>				—
		(5) <u>受給権者等に対する報告等の命令及び質問（第17条第1項）</u>				—
		4 省略				
		5 省略				
		6 省略				
2～8 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私学文書課	1 私立学校に関する事務	1・2 省略				
2～8 省略		3 省略				
		4 省略				
		5 省略				

9 通送車の運行及び通送車に乗り、通送の業務に従事する職員（以下この部において「通送員」という。）の管理に関する事務	1 通送車の運行及び通送員の管理に関すること。					—
10 省略						

9 省略						

別表第 4（第 4 条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民生活課	1 栄典及び表彰に関する事務	1 栄典に関すること。				
		(1) 春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲の具申				
		(2) 叙位並びに高齢者叙勲及び死亡叙勲の具申（戦没者に係るものを除く。）	—			
		(3) 褒章条例に基づく褒章受章候補者の具申（(4)に掲げるものを除く。）				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
	2 省略					
2～4 省略						
5 不当景品類及び不当表示	1 省略					
	2 消費者庁長官 に対する措置請求（第 8 条、第 12 条）					

別表第 4（第 4 条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民生活課	1 栄典及び表彰に関する事務	1 栄典に関すること。				
		(1) 叙位及び叙勲の具申（戦没者に係るものを除く。）				
		(2) 褒章条例に基づく褒章受章候補者の具申（(3)に掲げるものを除く。）				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		2 省略				
2～4 省略						
5 不当景品類及び不当表示	1 省略					
	2 公正取引委員会に対する措置請求（第 8 条、第 12 条）					

防止法の施行に関する事務	3 報告の徴収及び立入検査 (第9条第2項)				防止法の施行に関する事務	3 報告の徴収及び立入検査 (第9条第1項)			
6 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 必要な措置の指示(第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第68条、特定商取引に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第19条第1項から第3項まで)				6 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 必要な措置の指示(第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第68条、特定商取引に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第18条 __)			
	2 業務又は取引の停止命令(第8条第1項、第15条第1項、第2項、第23条第1項、第39条第1項から第4項まで、第47条第1項、第57条第1項、第2項、第68条、政令第19条第1項から第3項まで)					2 業務又は取引の停止命令(第8条第1項、第15条第1項____、第23条第1項、第39条第1項から第3項まで、第47条第1項、第57条第1項____、第68条、政令第18条____)			
	3 停止命令の公表(第8条第2項、第15条第3項、第4項、第23条第2項、第39条第5項、第6項、第47条第2項、第57条第3項、第4項、第68条、政令第19条第1項から第3項まで)					3 停止命令の公表(第8条第2項、第15条第2項____、第23条第2項、第39条第4項____、第47条第2項、第57条第2項____、第68条、政令第18条____)			
	4 主務大臣への報告(政令第19条第7項)			—					
7 消費生活用製品安全法の施行に関する事務	1~3 省略				7 消費生活用製品安全法の施行に関する事務	1~3 省略			
	4 経済産業大臣への報告(政令____第14条第2項)					4 経済産業大臣への報告(消費生活用製品安全法施行令第14条第2項)			
8 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	1 指示に従わない旨の公表(第4条第3項、第24条、家庭用品品質表示法施行令第4条第1項、第3項)				8 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	1 指示に従わない旨の公表(第4条第2項、第20条、家庭用品品質表示法施行令第3条第3項____)			
9~12 省略					9~12 省略				
13 消費者安全法の施行に関する事務	1 内閣総理大臣に対する変更提案(第7条第1項)	—			13 消費者安全法の施行に関する事務				
	2 変更提案に対する通知の受理(第7条第3項)			—					

する事務	3 消費者庁長官に対する資料の提供等及び報告（第14条）				—
	4 内閣総理大臣に対する措置要請（第21条第1項）	—			
	5 措置要請に対する通知の受理（第21条第4項）				—
	6 報告の徴収及び立入調査等（第22条第1項、第23条、消費者安全法施行令（以下この部において「政令」という。）第9条第1項）				—
	7 権限の委任に係る同意及び変更等の同意（政令第9条第2項、第3項、第7項）		—		
	8 消費者庁長官への報告（政令第9条第5項）				—
14 省略					

13 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
環境政策課	1～18 省略				
	19 悪臭防止法の施行に関する事務	1・2 省略 3 関係行政機関の長等に対する協力要請（第21条）			
	20 省略				
	21 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 実行計画に関すること。 (1) 策定及び変更（第20条の3第1項）			
		(2) 策定及び変更に係る関係地方公共団体の意見聴取（第20条の3第7項、第9項）		—	
		(3) 策定及び変更の公表（第20条の3第8項、第9項）			
		(4) 実行計画に基づく措置等の実施状況の公表（第20条の3第10項）			
(5) 関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の陳述（第20条の3第11項）			—		
2 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
環境政策課	1～18 省略				
	19 悪臭防止法の施行に関する事務	1・2 省略 3 関係行政機関の長等に対する協力要請（第15条）			
	20 省略				
	21 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 実行計画に関すること。 (1) 策定及び変更（第21条第1項）			
		(2) 策定及び変更の公表（第21条第2項）			
		(3) 実行計画に基づく措置の実施状況の公表（第21条第3項）			
2 省略					

	3 県地球温暖化防止活動推進センターに関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 改善命令(第24条第4項)				
	(3) 指定の取消し(第24条第5項)				
22~27 省略					
28 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1 土壌汚染状況調査に関すること。				
	(1) 調査等の命令(第5条第1項)				
	(2) 調査の実施(第5条第2項)				
	2 要措置区域に関すること。				
	(1) 指定(第6条第1項、第2項)				
	(2) 解除(第6条第2項、第4項、第5項)				
	(3) 措置の指示(第7条第1項)				—
	(4) 措置命令(第7条第4項)				—
	(5) 措置の実施(第7条第5項)			—	
	(6) 土地の形質変更の禁止の例外行為に係る確認及び取消し(土壌汚染対策法施行規則(以下この部において「省令」という。)第43条第1号口、第2号、第3号、第44条第5項)				—
3 形質変更時要届出区域に関すること。					
(1) 指定(第6条第2項、第11条第1項、第3項)		—			
(2) 解除(第6条第2項、第11条第2項、第3項)		—			
(3) 土地の形質の変更の届出の受理(第12条第1項から第3項まで)					
(4) 計画変更命令(第12条第4項)					

	3 県地球温暖化防止活動推進センターに関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 改善命令(第24条第3項)				
	(3) 指定の取消し(第24条第4項)				
22~27 省略					
28 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1 土壌汚染状況調査に関すること。				
	(1) 調査等の命令(第4条第1項)				
	(2) 調査の実施及び公告(第4条第2項)				
	2 指定区域の指定等に関すること。				
	(1) 指定及び公示(第5条第1項、第2項)				
	(2) 解除及び公示(第5条第2項、第4項、第5項)				
	(3) 指定区域台帳の調製(第6条第1項)				—
	(4) 指定区域台帳の閲覧(第6条第3項)				—
3 健康被害の防止措置に関すること。					
(1) 措置命令(第7条第1項、第2項)				—	
(2) 措置の実施(第4条第2項、第7条第3項)			—		
(3) 指定区域内の土地の形質の変更の届出の受理(第9条第1項から第3項まで)					
(4) 計画変更命令(第9条第4項)					

	(9) 措置命令（第27条第2項）			—	
	(10) 許可の取消し等に係る措置の報告の受理（処理業省令第13条第3項）				—
	(11) 許可証の書換え交付及び再交付（処理業省令第14条第2項）				—
	(12) 許可証の返納の受理（処理業省令第14条第4項）				—
	8 公共施設管理者との協議（第55条）				
	9 関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の陳述（第56条第2項）				
29～31 省略					
32 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー管理に関する事務	1 エネルギーの使用状況の届出（エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下この部において「法」という。）第7条第3項）			—	
	2 特定事業者の指定の取消しの申出（法第7条第4項）			—	
	3 エネルギー管理統括者の選任及び解任（法第7条の2第1項、第3項）	—			
	4 エネルギー管理企画推進者の選任及び解任（法第7条の2第3項、第7条の3第1項、第4項）			—	
	5 中長期的な計画の作成（法第14条第1項）			—	
	6 エネルギーの使用状況等の報告（法第15条第1項）			—	
33 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱（平成22年2月愛媛県告示第169号）の施行に関する事務	1 事前協議（第5条第1項、第3項）			—	
	2 事業者に対する指導（第5条第4項）				—
	3 関係市町長に対する意見聴取（第6条）			—	
	4 事前協議の失効に係る正当な理由の認定（第7条）			—	

	5 公共施設管理者との協議（第30条）				
	6 関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の陳述（第31条第2項）				
29～31 省略					

備考 この表30の部及び31の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「原子力安全対策推進監」とする。

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 省略					
	2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学に関する事務	1 理事長及び監事の任免（地方独立行政法人法（以下この部において「法」という。）第14条第1項、第2項、第17条第1項から第3項まで、第71条第2項）	—			
		2 副理事長及び理事の任免の届出の受理（法第14条第4項、第17条第4項、第71条第9項）				—
		3 業務方法書の認可及び変更認可（法第22条第1項）		—		
		4 公立大学法人評価委員会の意見の聴取（法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第44条第2項）		—		
		5 料金の上限の設定及び変更の認可（法第23条第1項）	—			
		6 中期目標の制定及び変更（法第25条第1項）	—			
		7 中期計画の認可及び変更認可（法第26条第1項）		—		
		8 中期計画の変更命令（法第26条第4項）		—		
		9 年度計画の届出及び変更届出の受理（法第27条第1項）				—
		10 公立大学法人評価委員会からの報告の受理（法第28条第4項、第30条第3項）				—
		11 中期目標に係る事業報告書の受理（第29条第1項）				—
		12 財務諸表の承認（法第34条第1項）			—	
	13 会計監査人の任免（法第36条、第39条）				—	

備考 この表31の部及び32の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「原子力安全対策推進監」とする。

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 省略					

12	省略				
13~17	省略				

11	省略				
12	医療 技術大 学に関 する事 務	1 愛媛県立医療技術大学条 例の施行に関すること。 (1) 授業料の返還(第5条 第3項)			—
13~17	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
医療 対策課	1~12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
医療 対策課	1~12 省略					
	13 県立 歯科技 術専門 学校に 関する 事務	1 授業料及び入学料の分納 の許可及び納付の猶予(愛 媛県立歯科技術専門学校に おける授業料、入学料及び 入学選考料徴収条例第8 条、愛媛県立歯科技術専門 学校学則第22条第1項)			—	
		2 授業料等の減免(愛媛県 立歯科技術専門学校におけ る授業料、入学料及び入学 選考料徴収条例第8条、愛 媛県立歯科技術専門学校学 則第23条第2項、第3項)			—	
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17 省略					
	18 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康 増進課	1 省略					
	2 精神 保健及 び精神 障害者 福祉に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1~10 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康 増進課	1 省略					
	2 精神 保健及 び精神 障害者 福祉に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1~10 省略				
		11 精神障害者保健福祉手帳 に関すること。 (1) 交付(第45条第2項、 第3項)			—	
		(2) 更新の認定(第45条第 4項)			—	
		(3) 変更の届出の処理(精 神保健及び精神障害者福			—	

3～15 省略					
16 障害 者自立 支援法 の施行 に關す る事務	1 自立支援医療費に關する こと。				
	(1)～(4) 省略				
	(5) 省略				
	(6) 省略				
	(7) 省略				
2 省略					

		社に關する法律施行令 (以下この項において 「政令」という。)第7 条第2項、第4項、第5 項)				
		(4) 障害等級の変更(政令 第9条第1項、第2項)			—	
		(5) 再交付(政令第10条第 1項)			—	
3～15 省略						
16 障害 者自立 支援法 の施行 に關す る事務	1 自立支援医療費に關する こと。					
	(1)～(4) 省略					
	(5) 支給認定(第53条第1 項、第54条第2項、第3 項)				—	
	(6) 申請内容の変更届出の 受理(障害者自立支援法 施行令(以下この部にお いて「政令」という。) 第32条第1項)				—	
	(7) 医療受給者証の再交付 (政令第33条第1項)				—	
	(8) 支給認定の変更の決定 (第56条第2項、第4 項)				—	
	(9) 支給認定の取消し(第 57条第1項)				—	
	(10) 医療受給者証の返還の 受理(第57条第2項)				—	
	(11) 省略					
	(12) 省略					
	(13) 省略					
	2 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
薬 務 衛 生 課	1 薬事 法の施 行に關 する事 務	1 薬局に關する報告事項の 公表(第8条の2第5項)				—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
薬 務 衛 生 課	1 薬事 法の施 行に關 する事 務	1 薬局(松山市を所在地と する薬局に限る。)に關す る情報に關すること。				
		(1) 報告の受理(第8条の 2第1項)				—
		(2) 変更の報告の受理(第 8条の2第2項)				—

		2 ~ 8 省略			
2 ~ 24 省略					

		(3) 報告内容の確認に係る 情報提供の要求(第8条 の2第4項)			—
		(4) 報告事項の公表(第8 条の2第5項)			—
		(5) 報告の命令等(第72条 の3)	—		
		2 ~ 8 省略			
2 ~ 24 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
子育て支援課	1 ~ 6 省略					
	7 児童手当法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 児童手当の支給状況の報告(第29条第1項)				—
		4 厚生労働大臣への意見の申出(第29条第2項)				—
	8 省略					
	9 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する事務	1 子ども手当事務の指導監督				—
		2 子ども手当負担金の決定(第20条)			—	
		3 子ども手当の支給状況の報告(第30条第1項)				—
		4 厚生労働大臣への意見の申出(第30条第2項)				—
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
子育て支援課	1 ~ 6 省略					
	7 児童手当法の施行に関する事務	1・2 省略				
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
国民健康保険室	1 国民健康保険法の施行に関する事務	1 省略				
		2 保険者等の指導監督等に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
国民健康保険室	1 国民健康保険法の施行に関する事務	1 省略				
		2 保険者等の指導監督等に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 国民健康保険に関する条例の制定改廃等の協議(第12条)				—
		(3) 省略				
		3 省略				

	4 広域化等支援方針に関すること。				
	(1) 方針の策定及び変更 (第68条の2第1項)	—			
	(2) 市町の意見聴取(第68条の2第4項)		—		
	(3) 方針の公表(第68条の2第5項)				—
	(4) 連合会等に対する協力の要請(第68条の2第7項)				—
5・6 省略					
2 省略					

	4 指定市町村等に関すること。				
	(1) 指定市町村の指定についての意見の具申(第68条の2第2項)		—		
	(2) 準指定市町村の指定(準指定市町村の取扱いについて(平成5年1月27日付け厚生省保険局国民健康保険課長通知)2)		—		
5・6 省略					
2 省略					

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
観光物産課	1 えひめお接待の心	1 観光振興基本計画の策定及び変更(第10条第1項、第3項、第4項)	—			
	観光振興条例の施行に関する事務	2 観光振興基本計画に基づき講じた施策の実施状況の公表(第10条第5項)		—		
	2 省略					
	3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
12 省略						

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
観光物産課						
	1 省略					
	2 省略					
	3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
11 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
国際交流	1~3 省略					
	4 外国人観光	1 外客来訪促進計画に関すること。				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
国際交流	1~3 省略					
	4 外国人観光	1 外客来訪促進計画に関すること。				

課	旅客の	(1)・(2) 省略				
	旅行の	(3) <u>観光庁長官</u> への同意				
	容易化	申請（第4条第2項、第				
	等の促	進による国際	(4)・(5) 省略			
観光の						
振興に						
関する						
法律	2 事業者に対する助言、指					
の施行	導等（第26条第1項）					
に関する						
事務						
5～8						
省略						

課	旅客の	(1)・(2) 省略				
	来訪地	(3) <u>国土交通大臣</u> への同意				
	域の整	申請（第4条第2項、第				
	備等の	促進に	(4)・(5) 省略			
よる国						
際観光	2 市町の地域観光振興計画				—	
の振興	の策定及び変更の協議（第					
に関する	5条第2項、第5項）					
法律	3 事業者に対する助言、指					
の施行	導等（第20条第1項）					
に関する						
事務						
5～8						
省略						

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農政課	1～6 省略				
	7 <u>独立行政法人農業者年金基金法の施行に関する事務</u>	1 市町等農業者年金業務の受託者に対する報告の徴収及び検査の実施（第64条第1項、第65条、独立行政法人農業者年金基金法施行令第36条）			
	8・9 省略				
農政課	10 農業経営総合対策実施要領（平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知）の施行に関する事務				
	1 省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農政課	1～6 省略				
	7 <u>農業者年金基金法</u> の施行に関する事務	1 市町等農業者年金業務の受託者に対する報告の徴収及び検査の実施（第83条、第84条、農業者年金基金法施行令第38条）			
	8・9 省略				
農政課	10 農業経営総合対策実施要領（平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知）の施行に関する事務	1 <u>経営構造対策推進事業に関すること。</u>			
		(1) <u>都道府県推進事業に係る事業計画の承認（第3）</u>		—	
		(2) <u>推進事業対象市町等の指定（第3）</u>			—
	2 省略				

行に關する事務	2 品質表示基準に関する措置命令（第19条の14第4項、第19条の14の2、第23条第2項、政令第12条第1項第2号）	—			
	3 製造業者等に対する報告の徴収及び立入検査（第20条第3項、第23条第2項、政令第12条第1項第3号、第4号）				
	4 申出の受付及び調査（第21条の2、第23条第2項、政令第12条第1項第5号）				
	5 省略				
	2・3 省略				

行に關する事務	2 製造業者等に対する報告の徴収及び立入検査（第20条第2項、政令第11条第1項第2号、第3号）				
	3 申出の受理及び措置（第21条、政令第11条第1項第4号）				
	4 省略				
	2・3 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1～15 省略				
	16 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する事務	1 地域出荷販売事業者に關すること。			
		(1) 業務方法の改善の勧告（第7条の3第1項、第53条第1項、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第17条第1項第1号）			—
		(2) 勧告に係る措置命令（第7条の3第2項、第53条第1項、政令第17条第1項第2号）		—	
		(3) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る農林水産大臣からの通知の受理（政令第17条第5項）			—
	2 主要食糧出荷等事業者に対する報告の徴収及び立入検査（第52条第1項、第53条第1項、政令第17条第1項第3号、第4号）			—	

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1～15 省略				

		3 農林水産大臣への報告 (政令第17条第3項、第4項)					—
--	--	---------------------------------	--	--	--	--	---

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	
畜産課	1～10 省略						
	11 畜産経営の指導方針に関する事務						
		1 省略					
	12～28 省略						
29 獣医療法の施行に関する事務	1～3 省略						
	4 診療施設整備計画に関すること。						
	(1) 認定及び変更の認定 (第14条第1項、獣医療法施行令第1条第1項)						
	(2) 認定の取消し(獣医療法施行令第1条第3項)						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
林業政策課	1～3 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
畜産課	1～10 省略					
	11 畜産経営の指導方針に関する事務	1 畜産コンサルタント団員の任用又は委嘱の承認(生産振興総合対策事業実施要領(平成14年4月15日付け農林水産省総合食料局長、生産局長通知)第9の3)			—	
		2 省略				
	12～28 省略					
29 獣医療法の施行に関する事務	1～3 省略					
	4 診療施設整備計画に関すること。					
	(1) 認定及び変更の認定 (第14条第1項、獣医療法施行令第4条第1項)					
	(2) 認定の取消し(獣医療法施行令第4条第3項)					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
林業政策課	1～3 省略					
		4 特用林産振興基本計画の樹立及び計画の変更			—	
		2 特用林産振興協議会の構成員の就任依頼及び会議の開催				—

4	省略				
5	独立行政法人農林漁業信用基金法の施行に関する事務	1 調査等の委嘱の受託（独立行政法人農林漁業信用基金調査等委嘱要綱（平成16年7月5日付け独立行政法人農林漁業信用基金要綱）第1）			
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				

	施行に関する事務				
5	省略				
6	農林漁業信用基金法の施行に関する事務	1 調査等の委嘱の受託（農林漁業信用基金調査等委嘱要綱（昭和63年6月30日付け農林漁業信用基金要綱）第1）			
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～3 省略				
	4 愛媛県造林補助事業実施要綱（昭和63年2月1日制定）の施行に関する事務	1 造林事業希望調書及び予定調書の受理（第25、26）			
		2 造林事業補助計画の策定（第27）			
3 造林事業補助金の査定（第30）					
5～18 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～3 省略				
	4 愛媛県造林補助事業実施要綱（昭和63年2月1日制定）の施行に関する事務	1 造林事業希望調書及び予定調書の受理（第22、23）			
		2 造林事業補助計画の策定（第24）			
3 造林事業補助金の査定（第27）					
5～18 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長

漁政課	1・2 省略				
	3 中小 企業者 等に対 する金 融の円 滑化を 図るた めの臨 時措置 に関する法律 の施行 に関する事務	1 中小企業者の負担の軽減 に資する措置等の実施状況 等の報告の受理（漁業協同 組合に係るものに限る。） （第8条第1項、第2項）			—
	4～14 省略				

漁政課	1・2 省略				
	3 漁業 協同組 合合併 促進法 の施行 に関する事務	1 合併及び事業経営計画の 認定（第2条、第4条第2 項） 2 学識経験者の意見の聴取 （第4条第1項）		—	
	4～14 省略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
			部長	局長	課長
建築住宅課	1～9 省略				
	10 特定 住宅瑕 疵担保 責任の 履行の 確保等 に関する法律 の施行 に関する事務	1 住宅販売瑕疵担保保証金 に関する <u>こと</u> 。			
		(1) 不足額の供託の届出の 受理（第7条第2項、第 16条）			—
		(2) 取戻しの承認（第9条 第2項、第16条、特定住 宅瑕疵担保責任の履行の 確保等に関する法律施行 規則（以下この部におい て「省令」という。）第 12条第2項、第22条）			—
		(3) 供託等の届出の受理 （第12条第1項）			—
		(4) 不足額の供託の確認 （第13条ただし書）			—
	(5) 保管替え及び供託の届 出の受理（省令第11条、 第22条）			—	
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
			部長	局長	課長
建築住宅課	1～9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				

14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				

13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係） 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者				局 長	専決者	
			部 長	課 長				部 長	課 長
1～3 省略					1～3 省略				
4 人事管理に関する事務	1・2 省略				4 人事管理に関する事務	1・2 省略			
	3 所属職員の扶養手当、児童手当及び子ども手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。					3 所属職員の扶養手当及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。			
5～8 省略					5～8 省略				
9 補助金等に関する事務	1 愛媛県補助金等交付規則の施行に関すること。				9 補助金等に関する事務	1 愛媛県補助金等交付規則の施行に関すること。			
	(1) 補助金等の交付の決定の条件に基づく承認等（第6条）					(1) 補助金等の交付の決定の条件に基づく承認等（第6条）			—
	ア 交付決定額が1件100万円以上のもの			—					
	イ 交付決定額が1件100万円未満のもの								
	(2) 補助事業等の遂行の状況の報告の受理（第11条）				(2) 補助事業等の遂行の状況の報告の受理（第11条）				—

	ア 交付決定額が1件100万円以上のもの		—	
	イ 交付決定額が1件100万円未満のもの			—
	(3)・(4) 省略			
	(5) 補助事業等の実績報告の受理及び補助金等の額の確定(第13条、第14条、第15条第2項)			
	ア 交付決定額が1件100万円以上のもの		—	
	イ 交付決定額が1件100万円未満のもの			—
	(6)~(10) 省略			
10・11 省略				

備考 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1~18 省略				
	19 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務	1 違反業者及び関連事業者に対する報告の徴収及び立入検査(第9条第2項)			
		2 身分証明書の交付(第9条第3項)			
20 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 資料提出要求(第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第68条、特定商取引に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第19条第1項から第3項まで)				
	2 申出の受理(第60条第1項、第68条、政令第19条第4項から第6項まで)				
	3 報告の徴収及び立入検査(第66条第1項から第4項まで、第6項、第68条、政令第19条第1項から第3項まで)				

	(3)・(4) 省略			
	(5) 補助事業等の実績報告の受理及び補助金等の額の確定(第13条、第14条、第15条第2項)		—	
	(6)~(10) 省略			
10・11 省略				

備考 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1~18 省略				
	19 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務	1 違反業者及び関連事業者に対する報告の徴収及び立入検査(第9条第1項)			
		2 身分証明書の交付(第9条第2項)			
20 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 資料提出要求(第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第68条、特定商取引に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第18条第1項から第3項まで)				
	2 申出の受理(第60条第1項、第68条、政令第18条第1項から第3項まで)				
	3 報告の徴収及び立入検査(第66条第1項から第3項まで、第6項、第68条、政令第18条第4項から第6項まで)				

21～28 省略				
29 消費 者安全 法の施 行に関 する事 務	1 報告の徴収及び立入調査等 (第22条第1項、第23条、消費 者安全法施行令第9条第1項)		—	
30 省略				
31 省略				
32 省略				
33 省略				
34 省略				
35 省略				
36 省略				
37 省略				
38 省略				
39 省略				
40 省略				
41 省略				
42 省略				
43 省略				
44 省略				

備考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、30の部1の項(2)、31の部1の項(2)、33の部1の項、35の部、36の部2の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)、7の部1の項(1)並びに36の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域	1・2 省略				

21～28 省略				
29 省略				
30 省略				
31 省略				
32 省略				
33 省略				
34 省略				
35 省略				
36 省略				
37 省略				
38 省略				
39 省略				
40 省略				
41 省略				
42 省略				
43 省略				

備考 1 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、29の部1の項(2)、30の部1の項(2)、32の部1の項、34の部、35の部2の項並びに37の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)、7の部1の項(1)並びに35の部3の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域	1・2 省略				

福祉課	3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1～7 省略				福祉課	3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1～7 省略			
	8 指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理（障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第522号）別表第1の1注3、4 _____、第1の9注、第1の11注、第1の12、第2の1注3、4、7、8 _____、第2の9注、第2の13注、第3の1注3、第3の10注、第3の11 _____、第4の1注3、4、第4の5注1、第4の10注1、2、第4の12注 _____、第5の1注3、第5の5注1、第5の10注1、2、第5の12注 _____、第6の6注）				8 指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理（障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第522号）別表第1の1注3、4、第1の8注1から3まで、第1の9注、第1の10 _____、第2の1注3、4、7、8、第2の8注1から3まで、第2の9注 _____、第3の1注3、第3の8注1から3まで、第3の9注、第3の10、第4の1注3、4、第4の5注1、第4の9注1から5まで、第4の10注、第5の1注3、第5の5注1、第5の9注1から5まで、第5の10注、第6の6注）						
		9 介護給付費等の加算に係る届出の受理及び認定（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表第1の1注12、第2の1注9、第3の1注6、第4の1注3から7まで、第4の3注1、2、第5の2注1から3まで、第5の3注1、2、第5の4注、第5の8注、第5の10注、第6の1注1、5、第6の6注1、2、第7の1注5から10まで、第7の6注1、2、第7の8注、第9の1注2、3、第9の1の2注1、2、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第10の2注、第10の3注1から6まで、第10の4注、第10の11注1、第10の12注1、2、第10の13注、第11の1注2の2、第11の1の2注1、2、第11の2注、第11の4の2注、第11の6注、第12の1の2注1、2、第12の1の3注、第12の2注、第12の5注、第12の5の3注、第12の5の9注、第12の7注1、2、第12の8注、第13の2注、第13の3注、第13の7注、第13の8注、第13の9注						9 介護給付費等の加算に係る届出の受理及び認定（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表第5の2注、第5の7注、第7の2注 _____、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第9の9注、第10の2注1から3まで、第10の7注1から3まで _____、第11の2注 _____、第11の6注 _____、第12の2注、第12の5注 _____、第12の7注1、2、第12の8注、第13の2注、第13の3注 _____、第13の8注、第13の9注			

	<p>1、2、第13の12注、第14の1注2、第14の2注、第14の3注、第14の7注、第14の8注</p> <p>1、2、第14の12注、第15の1注2、第15の2注、第15の3注、第15の4注1、2、第15の8注、第15の9注1、2、第15の13注、第15の14注、第16の1注2から4まで、第16の1の2注1、2、第16の1の3注、第16の2注、第16の6注)</p>			
	<p>10 指定相談支援の加算に係る届出の受理（障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第524号）別表2注）</p>			—
	<p>11 省略</p>			
	<p>12 省略</p>			
4～6 省略				
7 児童福祉法の施行に関する事務	<p>1～4 省略</p>			
	<p>5 家庭的保育事業に関すること。</p>			
	<p>(1) 事業の開始、変更、廃止又は休止の届出の受理（第34条の14）</p>			—
	<p>(2) 報告の徴収及び立入検査（第34条の16第1項）</p>			—
	<p>(3) 当該職員の証明書の交付（第18条の16第2項、第34条の16第2項）</p>		—	
	<p>(4) 措置命令（第34条の16第3項）</p>	—		
	<p>(5) 事業の制限及び停止の命令（第34条の16第4項）</p>	—		
<p>6 省略</p>				
<p>7 省略</p>				
8～27 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境	1～12 省略				

	<p>____、第14の2注、第14の3注、第14の8注、</p> <p>____、第15の2注、第15の3注、第15の4注、第15の9注</p> <p>____、第16の2注、第16の5注)</p>			
	<p>10 省略</p>			
	<p>11 省略</p>			
4～6 省略				
7 児童福祉法の施行に関する事務	<p>1～4 省略</p>			
<p>5 省略</p>				
<p>6 省略</p>				
8～27 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境	1～12 省略				

	(4) 起業の認可(規則第21条)			—
	2~5 省略			
4 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 遊漁船業者に関すること。			
	(1) 登録の実施又は拒否(第3条第1項、第2項、第5条、第6条)			—
	(2)~(6) 省略			
5~7 省略				
8 漁船の建造、改造等の許可及び登録に関する事務	1 漁船の建造、改造及び転用の許可(漁船法(以下この部において「法」という。)第4条)			—
	2 工事完成後の認定(法第8条)			—
	3 漁船の登録(法第10条、第12条)			—
	4 省略			
	5 登録漁船及び登録票の検認(法第13条)			—
	6・7 省略			
	8 登録票の返納の受付(法第20条)			
9 小型漁船の測度に 関する 事務	1 小型漁船の総トン数の測度(小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条)			—
10~15 省略				

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1~3 省略				
	4 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行	1 住宅建設瑕疵担保保証金に関すること。			
		(1) 供託等の届出の受理(第4条第1項)			—
		(2) 不足額の供託の確認(第5条ただし書)			—
	(3) 不足額の供託の届出の受理(第7条第2項)			—	

	(4) 起業の許可(規則第21条)			—
	2~5 省略			
4 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 遊漁船業者に関すること。			
	(1) 登録の実施又は拒否(第3条第1項、第2項、第5条、第6条)			—
	(2)~(6) 省略			
5~7 省略				
8 漁船の建造、改造等の許可及び登録に関する事務	1 漁船の建造、改造及び転用の許可(漁船法(以下この部において「法」という。)第4条)			—
	2 工事完成後の認定(第8条)			—
	3 漁船の登録(法第10条、第12条)			—
	4 省略			
	5 登録漁船及び登録票の検認(法第13条)			—
	6・7 省略			
	8 登録票の返納の受付(第20条)			
9 小型漁船の測度に 関する 事務	1 小型漁船の総トン数の測度(小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条)			—
10~15 省略				

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1~3 省略				

に関する事務	(4) 取戻しの承認（第9条第2項、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第12条第2項）				—
	(5) 保管替え及び供託の届出の受理（省令第11条）				—
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				

4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～7 省略				
	8 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
		2 第一種特定建築物に関すること。			
		(1)～(4) 省略			
		3 第二種特定建築物に関すること。			
		(1) 届出の受理（第75条の2第1項）			—
		(2) 必要な措置の勧告（第75条の2第2項）		—	
		(3) 定期報告の受理（第75条の2第3項）			—
		(4) 維持保全の勧告（第75条第6項、第75条の2第4項）		—	
	4 建築物調査の結果報告の受理（第76条第3項）			—	
5 省略					
9～15 省略					

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用地管理課	1～6 省略			
	7 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 住宅建設 ^{かし} 瑕疵担保保証金に関すること。		—
		(1) 供託等の届出の受理（第4条第1項）		—
		(2) 不足額の供託の確認（第5条ただし書）		—
		(3) 不足額の供託の届出の受理（第7条第2項）		—
(4) 取戻しの承認（第9条第2項、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下この部			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～7 省略				
	8 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
		2 特定建築物 に関すること。			
		(1)～(4) 省略			
		(5) 建築物調査の結果報告の受理（第76条第3項）			—
		3 省略			
		9～15 省略			

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用地管理課	1～6 省略			
	7 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 住宅建設 ^{かし} 瑕疵担保保証金に関すること。		—
		(1) 供託等の届出の受理（第4条第1項）		—
		(2) 不足額の供託の確認（第5条ただし書）		—
		(3) 不足額の供託の届出の受理（第7条第2項）		—
(4) 取戻しの承認（第9条第2項、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下この部			—	

	において「省令」とい う。)第12条第2項)				
	(5) 保管替え及び供託の届出 の受理(省令第11条)		—		
8	省略			7	省略
9	省略			8	省略
10	省略			9	省略
11	省略			10	省略
12	省略			11	省略
13	省略			12	省略
14	省略			13	省略
15	省略			14	省略
16	省略			15	省略
17	省略			16	省略
18	省略			17	省略
19	省略			18	省略
20	省略			19	省略
21	省略			20	省略
22	省略			21	省略
23	省略			22	省略
24	省略			23	省略
25	省略			24	省略
26	省略			25	省略
27	省略			26	省略
28	省略			27	省略
29	省略			28	省略
30	省略			29	省略
31	省略			30	省略
32	省略			31	省略
33	省略			32	省略
34	省略			33	省略
35	省略			34	省略
36	省略			35	省略
37	省略			36	省略
38	省略			37	省略
39	省略			38	省略
40	省略			39	省略
41	省略			40	省略
42	省略			41	省略
43	省略			42	省略
44	省略			43	省略
45	省略			44	省略

46 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 省略		
	2 第一種特定建築物に関する こと。		
	(1)~(4) 省略		
	3 第二種特定建築物に関する こと。		
	(1) 届出の受理(第75条の2 第1項)		—
	(2) 必要な措置の勧告(第75 条の2第2項)	—	
	(3) 定期報告の受理(第75条 の2第3項)		—
	(4) 維持保全の勧告(第75条 第6項、第75条の2第4 項)	—	
	4 建築物調査の結果報告の受 理(第76条第3項)		—
	5 省略		
47 省略			
48 省略			
49 省略			
50 省略			
51 省略			

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表8の部1の項の適用については、同表事項の欄中「5,000万円」とあるのは、「1億円」とする。
- 3 省略
- 4 南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

45 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 省略		
	2 特定建築物 _____ に関する こと。		
	(1)~(4) 省略		
	(5) 建築物調査の結果報告の 受理(第76条第3項)		—
	3 省略		
	46 省略		
	47 省略		
	48 省略		
	49 省略		
	50 省略		

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から50の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表7の部1の項の適用については、同表事項の欄中「5,000万円」とあるのは、「1億円」とする。
- 3 省略
- 4 南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から50の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

第1の9注、第1の11注、第1の12、第2の1注3、4、7及び8 _____、第2の9注、第2の13注、第3の1注3、第3の10注、第3の11 _____、第4の1注3及び4、第4の5注1、第4の10注1及び2、第4の12注 _____、第5の1注3、第5の5注1、第5の10注1及び2、第5の12注 _____並びに第6の6注の規定に基づく指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理に関すること。

(20)の31 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表第1の1注12、第2の1注9、第3の1注6、第4の1注3から7まで、第4の3注1及び2、第5の2注1から3まで、第5の3注1及び2、第5の4注、第5の8注、第5の10注、第6の1注1及び5、第6の6注1及び2、第7の1注5から10まで、第7の6注1及び2、第7の8注、第9の1注2及び3、第9の1の2注1及び2、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第10の2注、第10の3注1から6まで、第10の4注、第10の11注1、第10の12注1及び2、第10の13注、第11の1注2の2、第11の1の2注1及び2、第11の2注、第11の4の2注、第11の6注、第12の1の2注1及び2、第12の1の3注、第12の2注、第12の5注、第12の5の3注、第12の5の9注、第12の7注1及び2、第12の8注、第13の2注、第13の3注、第13の7注、第13の8注、第13の9注1及び2、第13の12注、第14の1注2、第14の2注、第14の3注、第14の7注、第14の8注1及び2、第14の12注、第15の1注2、第15の2注、第15の3注、第15の4注1及び2、第15の8注、第15の9注1及び2、第15の13注、第15の14注、第16の1注2から4まで、第16の1の2注1及び2、第16の1の3注、第16の2注並びに第16の6注の規定に基づく介護給付費等の加算に係る届出の受理及び認定に関すること。

(20)の32 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に要する基準（平成18年9月厚生労働省告示第524号）別表2注の規定に基づく指定相談支援の加算に係る届出の受理に関すること。

(20)の33 省略

(21)～(68)の7 省略

(68)の8 土壤汚染対策法第54条第6項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

(68)の9～(78) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(1)の28 省略

(1)の29 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定に関すること。

(1)の30 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定の取消しに関すること。

(1)の31 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第73条第4項の規定に基づく認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収に関すること。

(1)の32～(32) 省略

(32)の2 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5

第1の9注、第1の10 _____、第2の1注3、4、7及び8 _____、第2の8注1から3まで、第2の9注 _____、第3の1注3、第3の8注1から3まで、第3の9注、第3の10、第4の1注3及び4、第4の5注1、第4の9注1から5まで、第4の10注、第5の1注3、第5の5注1、第5の9注1から5まで、第5の10注並びに第6の6注の規定に基づく指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理に関すること。

(20)の31 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表第5の2注、第5の7注、第7の2注 _____、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第9の9注、第10の2注1から3まで、第10の7注1から3まで _____、第11の2注 _____、第11の6注 _____、第12の2注、第12の5注 _____、第12の7注1及び2、第12の8注、第13の2注、第13の3注 _____、第13の8注、第13の9注 _____、第14の2注、第14の3注、第14の8注 _____、第15の2注、第15の3注、第15の4注、第15の9注 _____、第16の2注並びに第16の5注の規定に基づく介護給付費等の加算に係る届出の受理及び認定に関すること。

(20)の32 省略

(21)～(68)の7 省略

(68)の8 土壤汚染対策法第29条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

(68)の9～(78) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(1)の28 省略

(1)の29 産業活力再生特別措置法第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定に関すること。

(1)の30 産業活力再生特別措置法第32条第2項の規定に基づく経営資源活用新事業計画の認定の取消しに関すること。

(1)の31 産業活力再生特別措置法第73条第4項の規定に基づく認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収に関すること。

(1)の32～(32) 省略

(32)の2 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5

条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～ケ 省略

コ 知事の承認を得た果樹産地地質強化促進事業費補助金

サ 知事の承認を得た愛媛水田農業経営確立対策事業費補助金

シ 知事の承認を得た鳥獣害防止施設整備事業費補助金

ス 省略

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(1)の22 省略

(1)の23 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の届出の受理に関すること。

(1)の24 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第5条ただし書の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の確認に関すること。

(1)の25 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第7条第2項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出の受理に関すること。

(1)の26 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第9条第2項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認に関すること。

(1)の27 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え及び供託の届出の受理に関すること。

(2)～(60)の38 省略

(60)の39 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく第一種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(60)の40 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく第一種特定建築物に係る変更指示に関すること。

(60)の41 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく第一種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(60)の42 省エネルギー法第75条第6項（省エネルギー法第75条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の維持保全の勧告に関すること。

(60)の43 省エネルギー法第75条の2第1項の規定に基づく第二種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(60)の44 省エネルギー法第75条の2第2項の規定に基づく第二種特定建築物に係る必要な措置の勧告に関すること。

(60)の45 省エネルギー法第75条の2第3項の規定に基づく第二種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(60)の46 省略

(60)の47 省略

(60)の48 省略

(60)の49 省略

(60)の50 省略

(60)の51 省略

条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～ケ 省略

コ 省略

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(1)の22 省略

(2)～(60)の38 省略

(60)の39 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく _____ 届出の受理に関すること。

(60)の40 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく _____ 変更指示に関すること。

(60)の41 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく _____ 定期報告の受理に関すること。

(60)の42 省エネルギー法第75条第6項 _____ の規定に基づく _____ 勧告に関すること。

(60)の43 省略

(60)の44 省略

(60)の45 省略

(60)の46 省略

(60)の47 省略

(60)の48 省略

- 60の52 省略
- 60の53 省略
- 60の54 省略
- 60の55 省略
- 60の56 省略
- 60の57 省略
- 60の58 省略
- 60の59 省略
- 60の60 省略
- 60の61 省略
- 60の62 省略
- 60の63 省略
- 60の64 省略
- 60の65 省略
- 60の66 省略
- 60の67 省略
- 60の68 省略
- 60の69 省略
- 60の70 省略
- 60の71 省略
- (61)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(7) 省略
- (8) 局長及び職員並びに管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当、児童手当及び子ども手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関する事。
- (9) 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(2) 省略
- (3)及び(4) 削除

- (5)～(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(12)の2 省略
- (12)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事。
- ア 省略

- 60の49 省略
- 60の50 省略
- 60の51 省略
- 60の52 省略
- 60の53 省略
- 60の54 省略
- 60の55 省略
- 60の56 省略
- 60の57 省略
- 60の58 省略
- 60の59 省略
- 60の60 省略
- 60の61 省略
- 60の62 省略
- 60の63 省略
- 60の64 省略
- 60の65 省略
- 60の66 省略
- 60の67 省略
- 60の68 省略
- (61)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(7) 省略
- (8) 局長及び職員並びに管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当及び児童手当 _____ の認定並びに単身赴任手当の決定に関する事。
- (9) 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(2) 省略
- (3) 地方自治法第296条の5の規定に基づく財産区の財産処分 of 許可に関する事。
- (4) 地域環境整備事業(水道を除く。)の箇所調整に関する事。

- (5)～(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(12)の2 省略
- (12)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事。
- ア 省略

- イ 産地ステップアップ支援事業費補助金
- ウ 果樹産地体質強化促進事業費補助金
- エ 愛媛水田農業経営確立対策事業費補助金

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ 省略

(13)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(11)の5 省略

(11)の6 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の届出の受理に関すること。

(11)の7 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第5条ただし書の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の確認に関すること。

(11)の8 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第7条第2項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出の受理に関すること。

(11)の9 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第9条第2項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認に関すること。

(11)の10 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え及び供託の届出の受理に関すること。

(12)～(13)の41 省略

(13)の42 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく第一種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(13)の43 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく第一種特定建築物に係る変更指示に関すること。

(13)の44 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく第一種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(13)の45 省エネルギー法第75条第6項(省エネルギー法第75条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の維持保全の勧告に関すること。

(13)の46 省エネルギー法第75条の2第1項の規定に基づく第二種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(13)の47 省エネルギー法第75条の2第2項の規定に基づく第二種特定建築物に係る必要な措置の勧告に関すること。

(13)の48 省エネルギー法第75条の2第3項の規定に基づく第二種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(13)の49 省略

(13)の50 省略

(13)の51 省略

(13)の52 省略

(13)の53 省略

(13)の54 省略

(13)の55 省略

(13)の56 省略

オ 鳥獣害防止対策総合支援事業費補助金

カ 省略

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

(13)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(11)の5 省略

(12)～(13)の41 省略

(13)の42 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく _____ 届出の受理に関すること。

(13)の43 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく _____ 変更指示に関すること。

(13)の44 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく _____ 定期報告の受理に関すること。

(13)の45 省エネルギー法第75条第6項 _____ の規定に基づく _____ 勧告に関すること。

(13)の46 省略

(13)の47 省略

(13)の48 省略

(13)の49 省略

(13)の50 省略

(13)の51 省略

(13)の52 省略

(13)の53 省略

(13) の 57 省略
(13) の 58 省略
(13) の 59 省略
(13) の 60 省略
(13) の 61 省略
(13) の 62 省略
(13) の 63 省略
(13) の 64 省略
(13) の 65 省略
(13) の 66 省略
(13) の 67 省略
(13) の 68 省略
(13) の 69 省略
(13) の 70 省略
(13) の 71 省略
(13) の 72 省略
(13) の 73 省略
(13) の 74 省略
(13) の 75 省略
(13) の 76 省略
(13) の 77 省略
(13) の 78 省略
(13) の 79 省略
(13) の 80 省略
(13) の 81 省略
(13) の 82 省略
(13) の 83 省略
(13) の 84 省略
(13) の 85 省略
(13) の 86 省略
(13) の 87 省略
(13) の 88 省略
(13) の 89 省略
(13) の 90 省略
(13) の 91 省略
(13) の 92 省略
(13) の 93 省略
(13) の 94 省略
(13) の 95 省略
(13) の 96 省略
(13) の 97 省略
(13) の 98 省略
(13) の 99 省略
(13) の 100 省略
(14) ~ (33) 省略

2 ・ 3 省略

(13) の 54 省略
(13) の 55 省略
(13) の 56 省略
(13) の 57 省略
(13) の 58 省略
(13) の 59 省略
(13) の 60 省略
(13) の 61 省略
(13) の 62 省略
(13) の 63 省略
(13) の 64 省略
(13) の 65 省略
(13) の 66 省略
(13) の 67 省略
(13) の 68 省略
(13) の 69 省略
(13) の 70 省略
(13) の 71 省略
(13) の 72 省略
(13) の 73 省略
(13) の 74 省略
(13) の 75 省略
(13) の 76 省略
(13) の 77 省略
(13) の 78 省略
(13) の 79 省略
(13) の 80 省略
(13) の 81 省略
(13) の 82 省略
(13) の 83 省略
(13) の 84 省略
(13) の 85 省略
(13) の 86 省略
(13) の 87 省略
(13) の 88 省略
(13) の 89 省略
(13) の 90 省略
(13) の 91 省略
(13) の 92 省略
(13) の 93 省略
(13) の 94 省略
(13) の 95 省略
(13) の 96 省略
(13) の 97 省略
(14) ~ (33) 省略

2 ・ 3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表(第4条、第6条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第6条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			所 長	課 長				所 長	課 長	
環 境 保 全 課	1~12 省略				環 境 保 全 課	1~12 省略				
	13 土壌汚染 対策法(平 成14年法律 第53号)の 施行に関す る事務	1 土壌汚染状況調査に関するこ と。				13 土壌汚染 対策法(平 成14年法律 第53号)の 施行に関す る事務	1 土壌汚染状況調査に関するこ と。			
		(1) 省略					(1) 省略			
		(2) 人の健康に係る被害が生ず るおそれがない旨の確認及び 取消し(第3条第1項ただし 書、第5項、土壌汚染対策法 施行規則(平成14年環境省令 第29号。以下この項において 「省令」という。)第21条 ____)					(2) 人の健康に係る被害が生ず るおそれがない旨の確認及び 取消し(第3条第1項ただし 書____、土壌汚染対策法 施行規則(平成14年環境省令 第29号。以下この項において 「省令」という。)第12条第 5項)			
		(3)・(4) 省略					(3)・(4) 省略			
		(5) 調査実施者に対する特定有 害物質の種類 ^の 通知(省令第 3条第3項)	—							
		(6) 土地の利用方法の変更の届 出の受理(第3条第4項)		—				(5) 届出の受理(省令第12条第 4項、第7項)		—
		(7) 土地所有者等の地位の承継 の届出の受理(省令第16条第 4項)		—						
		(8) 土地の形質変更の届出の受 理(第4条第1項)		—						
		(9) 調査等の命令(第4条第2 項)		—						
(10) 報告の徴収及び立入検査 (第54条第1項)				(6) 報告の徴収及び立入検査 (第29条第1項)						
14~17 省略				14~17 省略						
備考 省略					備考 省略					

(愛媛県公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>地方機関の部長印 _____</p> <p>_____</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">公印の種類</th> <th style="width:40%;">寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庁印 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">専用公印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種別</th> <th style="width:20%;">管守場所</th> <th style="width:10%;">数</th> <th style="width:70%;">専用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">知事 印</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東予地方局</td> <td>省略 <u>1</u> 省略</td> <td>県税証紙売りさばき人指定用</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南予地方局</td> <td>省略 <u>1</u> 省略</td> <td>県税証紙売りさばき人指定用</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印		省略		省略		庁印 省略		種別	管守場所	数	専用区分	知事 印	省略			東予地方局	省略 <u>1</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用	省略			南予地方局	省略 <u>1</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用	省略			省略				<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>地方機関の部長印(医療技術大学事務局長印及び医療技術大学学部長印を含む。以下同じ。)</p> <p><u>医療技術大学地域交流センター長印</u></p> <p><u>医療技術大学図書館長印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">公印の種類</th> <th style="width:40%;">寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>医療技術大学地域交流センター長印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> <tr> <td><u>医療技術大学図書館長印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庁印 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">専用公印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">種別</th> <th style="width:20%;">管守場所</th> <th style="width:10%;">数</th> <th style="width:70%;">専用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">知事 印</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東予地方局</td> <td>省略 <u>2</u> 省略</td> <td>県税証紙売りさばき人指定用</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南予地方局</td> <td>省略 <u>2</u> 省略</td> <td>県税証紙売りさばき人指定用</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印		省略		<u>医療技術大学地域交流センター長印</u>	<u>20</u>	<u>医療技術大学図書館長印</u>	<u>20</u>	省略		庁印 省略		種別	管守場所	数	専用区分	知事 印	省略			東予地方局	省略 <u>2</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用	省略			南予地方局	省略 <u>2</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用	省略			省略			
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																																																																								
職印																																																																									
省略																																																																									
省略																																																																									
庁印 省略																																																																									
種別	管守場所	数	専用区分																																																																						
知事 印	省略																																																																								
	東予地方局	省略 <u>1</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用																																																																						
	省略																																																																								
	南予地方局	省略 <u>1</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用																																																																						
	省略																																																																								
省略																																																																									
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																																																																								
職印																																																																									
省略																																																																									
<u>医療技術大学地域交流センター長印</u>	<u>20</u>																																																																								
<u>医療技術大学図書館長印</u>	<u>20</u>																																																																								
省略																																																																									
庁印 省略																																																																									
種別	管守場所	数	専用区分																																																																						
知事 印	省略																																																																								
	東予地方局	省略 <u>2</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用																																																																						
	省略																																																																								
	南予地方局	省略 <u>2</u> 省略	県税証紙売りさばき人指定用																																																																						
	省略																																																																								
省略																																																																									

(愛媛県心と体の健康センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県心と体の健康センター処務規程(昭和47年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 <u>担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。</u></p> <p>(9) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に係る精神障害の状態の判定に関すること。</u></p> <p>(10) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新の認定に関すること。</u></p> <p>(11) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第1項の規定に基づく精神障害の状態がなくなった者に係る精神障害者保健福祉手帳の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第3項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の返還命令に係る精神障害の状態の判定に関すること。</u></p> <p>(13) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第4項の規定に基づく指定医の指定に関すること。</u></p> <p>(14) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第7条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付台帳の調製に関すること。</u></p> <p>(15) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項の規定に基づく氏名等の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(16) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第4項の規定に基づく居住地の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(17) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項の規定に基づく障害等級の変更に関すること。</u></p> <p>(18) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の再交付に関すること。</u></p> <p>(19) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第2項の規定に基づく紛失に係る精神障害者保健福祉手帳の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(20) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条の2第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の死亡に係る精神障害者保健福祉手帳の返還の受理に関すること。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>

- (21) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定に関すること。
- (22) 障害者自立支援法第56条第1項の規定に基づく支給認定の変更の認定に関すること。
- (23) 障害者自立支援法第57条第1項の規定に基づく支給認定の取消しに関すること。
- (24) 障害者自立支援法第57条第2項の規定に基づく医療受給者証の返還の受理に関すること。
- (25) 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第32条第1項の規定に基づく氏名等の変更の届出の受理に関すること。
- (26) 障害者自立支援法施行令第33条第1項の規定に基づく医療受給者証の再交付に関すること。
- (27) 省略

(8) 省略

（愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>企画環境部</p> <p>企画調整室 省略</p> <p>環境安全室</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>普通作物、特用作物、そ菜及び花き（以下「普通作物等」という。）の土壤、肥料及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>依頼による土壤及び肥料の分析等に関すること。</u></p> <p>(6) <u>農業施設の利用技術に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>農業研究部 省略</p> <p>果樹研究センター 省略</p> <p>畜産研究センター 省略</p> <p>林業研究センター 省略</p> <p>水産研究センター 省略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>企画環境部</p> <p>企画調整室 省略</p> <p>品質安全室</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>環境保全室</p> <p>(1) <u>普通作物、特用作物、そ菜及び花き（以下「普通作物等」という。）の土壤、肥料及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>依頼による土壤及び肥料の分析等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農業施設の利用技術に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>農業研究部 省略</p> <p>果樹研究センター 省略</p> <p>畜産研究センター 省略</p> <p>林業研究センター 省略</p> <p>水産研究センター 省略</p>

（参与等設置規程の一部改正）

第5条 参与等設置規程（昭和60年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)第4条の規定に基づき、参与、特別参与及び知事補佐官(以下「参与等」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)第5条の規定に基づき、参与、特別参与及び知事補佐官(以下「参与等」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(愛媛県総務事務センター規程の一部改正)

第6条 愛媛県総務事務センター規程(平成18年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、次の者をもって組織する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部新行政推進局行政システム改革課システム改革係</u>に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、次の者をもって組織する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務改革係</u>に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者</p>

(愛媛県立歯科技術専門学校処務規程及び愛媛県立医療技術大学処務規程の廃止)

第7条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- 愛媛県立歯科技術専門学校処務規程(昭和46年愛媛県訓令第5号)
- 愛媛県立医療技術大学処務規程(平成16年愛媛県訓令第8号)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(被服等の貸与)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 所属長は、被服等貸与台帳(様式第1号)を備え、貸与の状況を記録しなければならない。</u></p> <p>(再貸与等)</p> <p>第5条 所属長は、貸与職員が貸与品の全部又は一部を亡失し、又は損傷した場合は、<u>当該貸与職員の申請により</u>、代替品を再貸与することができる。</p> <p><u>2 前項の申請は、被服等再貸与申請書(様式第2号)を所属長に提出してしなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する場合において、当該亡失又は損傷が貸与職員の故意又は重大な過失に基づくものであるときは、当該貸与職員</u></p>	<p>(被服等の貸与)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(再貸与等)</p> <p>第5条 所属長は、貸与職員が貸与品の全部又は一部を亡失し、又は損傷した場合は、<u>知事の承認を得て</u>、代替品を再貸与することができる。</p> <p><u>2 前項</u>に規定する場合において、当該亡失又は損傷が貸与職員の故意又は重大な過失に基づくものであるときは、当該貸与職員</p>

は、当該亡失又は損傷による損害を_____弁償しなければならない。ただし、所属長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 前項本文の規定による弁償の額は、当該亡失又は損傷に係る貸与品の原価を当該貸与品の貸与期間の月数で除して得た金額に、当該貸与期間の残余期間の月数を乗じて得た金額とする。

5 所属長は、第2条第1項の規定にかかわらず、業務の状況又は被服等の損耗の程度により、別表第1及び別表第2に定める品目の一部を貸与せず、又はこれらの表に定める貸与期間を延長することができる。

別表第2（第2条、第5条関係）
作業服等の貸与基準

貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(3) 省略				
	(4) 農林水産研究所林業研究センター、水産研究センター又は水産研究センター栽培資源研究所に勤務するもの	省略			
	(5) 子ども療育センター、産業技術研究所繊維産業技術センター若しくは紙産業技術センター、農業大学校又は農林水産研究所企画環境部、農業研究部、果樹研究センター、果樹研究センターみかん研究所、林業研究センター、水産研究センター環境資源室、養殖推進室若しくは魚類検査	省略			

は、当該亡失又は損傷による損害を、知事が定めるところにより弁償しなければならない。

3 所属長は、第2条_____の規定にかかわらず、業務の状況又は被服等の損耗の程度により、別表第1及び別表第2に定める品目の一部を貸与せず、又はこれらの表に定める貸与期間を延長することができる。

別表第2（第2条、第5条関係）
作業服等の貸与基準

貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(3) 省略				
	(4) 農林水産研究所林業研究センター又は水産研究センター_____に勤務するもの	省略			
	(5) 子ども療育センター、産業技術研究所繊維産業技術センター若しくは紙産業技術センター、農業大学校又は農林水産研究所企画環境部、農業研究部、果樹研究センター_____、林業研究センター、水産研究センター環境資源室、養殖推進室若しくは魚類検査	省略			

<p>室若しくは 水産研究セ ンター栽培 資源研究所 浅海調査室 に勤務する もの</p>					<p>室若しくは 栽培資源研 究所浅海調 査室 に勤務する もの</p>				
<p>(6) 農林水産 研究所畜産 研究センタ ー、畜産研 究センター 養鶏研究 所、水産研 究センター 養殖推進室 又は水産研 究センター 栽培資源研 究所増殖技 術室に勤務 するもの</p>	<p>省略</p>				<p>(6) 農林水産 研究所畜産 研究センタ ー、 、水産研 究センター 養殖推進室 若しくは裁 培資源研 究所増殖技 術室 に勤務 するもの</p>	<p>省略</p>			
<p>(7) 農林水産 研究所水産 研究センタ ー又は水産 研究センタ ー栽培資源 研究所に勤 務するもの</p>	<p>省略</p>				<p>(7) 農林水産 研究所水産 研究センタ ー に勤 務するもの</p>	<p>省略</p>			
<p>(8) 農業大学 校又は農林 水産研究所 (水産研究 センター及 び水産研究 センター裁 培資源研 究所を除 く。)に勤 務するもの</p>	<p>省略</p>				<p>(8) 農業大学 校又は農林 水産研究所 (水産研究 センター を除 く。)に勤 務するもの</p>	<p>省略</p>			
<p>(9) 農林水産 研究所畜産 研究センタ ー又は畜産 研究センタ ー養鶏研究 所に勤務す るもの</p>	<p>省略</p>				<p>(9) 農林水産 研究所畜産 研究センタ ー に勤務す るもの</p>	<p>省略</p>			
<p>(10) 省略</p>					<p>(10) 省略</p>				

25 省略					
26 農政課 又は地方局産業振興課、地域農業室、産地育成室、支局地域農業室若しくは支局産地育成室に勤務する職員のうち、地籍調査業務、国有農地の境界査定業務、農地転用現地調査業務、経営構造対策事業等の現地調査、指導若しくは検査の業務、実地指導業務又は土壌サンプリング調査業務に従事するもの	省略				
27 省略					
28 省略					
29 省略					
30 農地整備課又は地方局農村整備課、企画検査室、農村整備第一課、企画検査室、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課若しくは支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、土地改良事業の調査、測量、監督、指導、検査又は用地取得の業務に従事するもの	省略 ヘルメット	1	年間	3年	地方局農村整備課、企画検査室、農村整備第一課、企画検査室、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課又は支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、用地取得業務に従事するものを除く。
	省略				
	安全靴	1	年間	3年	地方局農村整備課、企画検査室、農村整備

27 省略					
28 本庁農政課又は地方局産業振興課、地域農業室、産地育成室、支局地域農業室若しくは支局産地育成室に勤務する職員のうち、地籍調査業務、国有農地の境界査定業務、農地転用現地調査業務、経営構造対策事業等の現地調査、指導若しくは検査の業務、実地指導業務又は土壌サンプリング調査業務に従事するもの	省略				
29 省略					
30 省略					
31 省略					
32 農地整備課又は地方局農村整備課 _____ _____に勤務する職員のうち、土地改良事業の調査、測量、監督、指導、検査又は用地取得の業務に従事するもの	省略 ヘルメット	1	年間	3年	地方局農村整備課 _____ _____に勤務する職員のうち、用地取得業務に従事するものを除く。
	省略				
	安全靴	1	年間	3年	地方局農村整備課 _____ _____

					第一課、 企画検査 室、農村 整備第二 課、支局 農村整備 課、支局 農村整備 第一課又 は支局農 村整備第 二課に勤 務する職 員のうち、用地 取得業務 に従事す るものを 除く。					_____
	省略									_____に勤 務する職 員のうち、用地 取得業務 に従事す るものを 除く。
31	省略									
32	農林水産研究所農 業研究部花き研究指 導室、果樹研究セン ター又は果樹研究セ ンターみかん研究所 に勤務する職員のうち、試験研究業務、 ほ場調査業務又はほ 場管理業務に従事す るもの	省略 じか足 袋	2	年間	2年	果樹研究 センター 又は果樹 研究セン ターみか ん研究所 に勤務す る者に限 る。				
	省略									
33	省略									
34	農林水産研究所農 業研究部花き研究指 導室又は果樹研究セ ンター	省略 じか足 袋	2	年間	2年	果樹研究 センター に勤務する職員のうち、試験研究業務、 ほ場調査業務又はほ 場管理業務に従事す るもの				
	省略									
35	省略									
36	省略									
35	農林水産研究所畜 産研究センター又は 畜産研究センター養 鶏研究所に勤務する 職員のうち、試験研 究業務、畜産若しく は養鶏の管理の業務 又は場内管理の業務 に従事するもの	省略								
37	農林水産研究所畜 産研究センター_____	省略				_____に勤務する 職員のうち、試験研 究業務、畜産若しく は養鶏の管理の業務 又は場内管理の業務 に従事するもの				
36	省略									
38	林業政策課若しく は森林整備課、地方 局森林林業課、支局 森林林業課若しくは 久万高原森林林業課 又は農林水産研究所 林業研究センターに	省略								
38	林業政策課、森林 整備課_____、地方 局森林林業課_____	省略				又は農林水産研究所 林業研究センターに				

勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの						勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの					
37 省略						39 省略					
38 省略						40 省略					
39 水産課 又は地方局水産課、支局水産課若しくは愛南水産課に勤務する職員のうち、船舶乗組業務、水産若しくは漁業の普及、調査若しくは監督の業務又は漁船検査業務に従事するもの	省略					41 本庁水産課又は地方局水産課 _____ に勤務する職員のうち、船舶乗組業務、水産若しくは漁業の普及、調査若しくは監督の業務又は漁船検査業務に従事するもの	省略				
40 漁港課又は地方局水産課、支局水産課若しくは愛南水産課に勤務する職員のうち、漁港の調査、監督、指導、検査又は境界査定業務に従事するもの	省略					42 漁港課又は地方局水産課 _____ に勤務する職員のうち、漁港の調査、監督、指導、検査又は境界査定業務に従事するもの	省略				
41 農林水産研究所水産研究センター又は水産研究センター栽培資源研究所に勤務する職員のうち、試験研究業務、船舶乗組業務又は水産動植物の管理業務に従事するもの	省略					43 農林水産研究所水産研究センター _____ に勤務する職員のうち、試験研究業務、船舶乗組業務又は水産動植物の管理業務に従事するもの	省略				
42 農林水産研究所水産研究センター又は水産研究センター栽培資源研究所に勤務する職員のうち、水産又は漁業の普及又は調査の業務に従事するもの	省略					44 農林水産研究所水産研究センター _____ に勤務する職員のうち、水産又は漁業の普及又は調査の業務に従事するもの	省略				
43 省略						45 省略					
44 省略						46 省略					
45 地方局建設部又は土木事務所 _____ に勤務する職員のうち、用地取得業務に従事するもの	省略					47 地方局建設部、土木事務所、ダム管理事務所に勤務する職員のうち、用地取得業務に従事するもの	省略				

46 省略					
-------	--	--	--	--	--

48 省略				
49 今治土木事務所に勤務する職員のうち、機械の修理製作業務に従事する職員であつて、波止浜水門を管理するもの	作業服	2	年間	3年
	作業服(夏)	2	夏期	3年
	防寒服	1	冬期	3年
	雨がっぱ	1	年間	3年
	ゴム長靴	1	年間	3年
	作業靴	1	年間	2年

別表第2の次に次の2様式を加える。

被服等貸与台帳

貸与品名

整理 番号	所属長 認印	貸与職員		数量	貸与年月日	返納年月日	廃棄年月日	備考
		職名	氏名					

様式第2号(第5条関係) 被服等再貸与申請書

被服等再貸与申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> (所属長) 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">職氏名 印</div> <p>愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)第5条第1項の規定により、次のとおり貸与品の代替品を再貸与してください。</p>	
貸 与 品 名	
貸 与 年 月 日	年 月 日
亡失(損傷)年月日	年 月 日
亡失(損傷)した理由	

注 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県広報広聴推進班規程を次のように定める。

平成22年 4月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県広報広聴推進班規程

(設 置)

第1条 県の広報広聴活動の総合的かつ効果的な推進を図るため、広報広聴推進班(以下「班」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 広報広聴活動の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 広報広聴活動に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他広報広聴活動に関し必要な事項

(組 織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(班 長)

第4条 班に班長を置き、企画情報部秘書広報局長の職にある班員をもって充てる。

2 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

(庶 務)

第5条 班の庶務は、企画情報部秘書広報局広報広聴課において処理する。

(雑 則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

- | | |
|----|-------------------|
| 1 | 企画情報部秘書広報局長 |
| 2 | 総務部管理局総務管理課長 |
| 3 | 企画情報部管理局企画調整課長 |
| 4 | 企画情報部秘書広報局広報広聴課長 |
| 5 | 県民環境部管理局県民生活課長 |
| 6 | 保健福祉部管理局保健福祉課長 |
| 7 | 経済労働部管理局産業政策課長 |
| 8 | 農林水産部管理局農政課長 |
| 9 | 土木部管理局土木管理課長 |
| 10 | 出納局会計課長 |
| 11 | 東京事務所次長 |
| 12 | 大阪事務所次長 |
| 13 | 地方局総務企画部地域政策課長 |
| 14 | 公営企業管理局総務課長 |
| 15 | 教育委員会事務局管理部教育総務課長 |

○愛媛県訓令第8号

経済労働部
産業技術研究所

愛媛県E V開発推進班規程を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県E V開発推進班規程

(設置)

第1条 県内におけるE V開発(電気自動車、電気船その他の電気を動力源とする乗物に関する技術の開発をいう。以下同じ。)を推進するため、経済労働部にE V開発推進班(以下「班」という。)を設置する。

(任務)

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 県のE V開発プロジェクトの総合企画及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (2) E V開発関連産業の創出の支援に関すること。
- (3) その他E V開発の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職制)

第4条 班に班長を置き、経済労働部産業支援局長の職にある班員をもって充てる。

2 班に副班長を置き、経済労働部産業支援局産業創出課長の職にある班員をもって充てる。

(職務)

第5条 班長は、上司の命を受け、愛媛県E V開発センター長との連携の下、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(庶務)

第6条 班の庶務は、経済労働部産業支援局産業創出課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

- | | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 経済労働部産業支援局長 |
| 2 | 経済労働部産業支援局産業創出課長 |
| 3 | 経済労働部産業支援局産業創出課技術課長補佐 |
| 4 | 経済労働部管理局産業政策課企業立地推進室資源エネルギー係長 |
| 5 | 経済労働部管理局労政雇用課職業訓練係長 |
| 6 | 経済労働部産業支援局産業創出課新事業支援係長 |
| 7 | 経済労働部産業支援局産業創出課産学官連携係長 |
| 8 | 経済労働部産業支援局経営支援課地域産業係長 |
| 9 | 産業技術研究所企画管理部副部長(経済労働部長が指定するものに限る。) |
| 10 | 産業技術研究所技術開発部副部長 |

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
労働委員会事務局

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p><u>(19) 教育主任</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p><u>(26) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第22号までの職は事務局職員、同項<u>第23号</u>から<u>第26号</u>までの職はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p>第10条 必要な課及び室に参事、副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、<u>教育主任及び主任学芸員</u>を置く。</p> <p>2～13 省略</p> <p>14 <u>教育主任は、上司の命を受け、教育に関する特定の事務を処理する。</u></p> <p>15 省略</p>	<p>(職)</p> <p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第21号までの職は事務局職員、同項<u>第22号</u>から<u>第25号</u>までの職はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p>第10条 必要な課及び室に参事、副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任<u>_____</u>及び主任学芸員を置く。</p> <p>2～13 省略</p> <p>14 省略</p>

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第4条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 教育主任</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p>	<p>(職員の職)</p> <p>第4条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p>

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 教育主任</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p><u>(10) 省略</u></p>

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第4条 美術館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 教育主任</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 主任主事</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p>	<p>(職員の職)</p> <p>第4条 美術館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p>

(愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、愛媛県立図書館、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館に勤務する職員並びに愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの(以下「職員」という。)の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の週休日は、月曜日(愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館に勤務する職員にあっては、毎月の第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日)及び毎4週間につき所属長が職員ごとに指定する4日(再任用短時間勤務職員(条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))にあっては、<u>8日</u>)とし、その勤務時間は、毎4週間につき1週間当たり38時間45分(再任用短時間勤務職員に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号_____)第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、愛媛県立図書館、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館に勤務する職員並びに愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの(以下「職員」という。)の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の週休日は、月曜日(愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館に勤務する職員にあっては、毎月の第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日)及び毎4週間につき所属長が職員ごとに指定する4日_____とし、その勤務時間は、毎4週間につき1週間当たり38時間45分_____</p>

あつては、15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める時間とし、1週間について31時間以上46時間30分以内（再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分以上38時間45分以内）で、1日の勤務時間が7時間45分を超えないものとする。
2～4 省略

とし、1週間について31時間以上46時間30分以内
で、1日の勤務時間が7時間45分を超えないものとする。
2～4 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
別表（第1条の2関係）	別表（第1条の2関係）										
<table border="1"> <tr><td>1～5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> </table>	1～5 省略	6 省略	7 省略	<table border="1"> <tr><td>1～5 省略</td></tr> <tr><td>6 野村高等学校土居分校</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 今治特別支援学校東予学園分校</td></tr> <tr><td>10 宇和特別支援学校大洲学園分校</td></tr> <tr><td>11 宇和特別支援学校野村学園分校</td></tr> </table>	1～5 省略	6 野村高等学校土居分校	7 省略	8 省略	9 今治特別支援学校東予学園分校	10 宇和特別支援学校大洲学園分校	11 宇和特別支援学校野村学園分校
1～5 省略											
6 省略											
7 省略											
1～5 省略											
6 野村高等学校土居分校											
7 省略											
8 省略											
9 今治特別支援学校東予学園分校											
10 宇和特別支援学校大洲学園分校											
11 宇和特別支援学校野村学園分校											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成22年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第3条 必要な課に副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長、主任及び教育主任を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第5項から第9項まで、第11項、<u>第13項及び第14項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 小、中学校教職員の扶養親族、<u>児童手当及び子ども手当</u>の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 必要な課に副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長及び主任 _____ を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第5項から第9項まで、第11項<u>及び第12項</u> _____ に規定する職務に従事する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 小、中学校教職員の扶養親族<u>及び児童手当</u> _____ の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</p> <p>(5) 省略</p>

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 教育専門員、専門員、係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに<u>第10条第13項及び第14項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>6~8 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 教育専門員、専門員、係長及び主任 _____ は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに<u>第10条第12項</u> _____ に規定する職務に従事する。</p> <p>6~8 省略</p>

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p><u>6</u> 教育主任は、組織規則第10条第14項に規定する職務に従事する。</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p>

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県美術館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに<u>第10条第13項及び第14項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>6~8 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 係長<u>及び主任</u> _____ は、それぞれ組織規則第9条第6項<u>及び第10条第12項</u> _____ に規定する職務に従事する。</p> <p>6~8 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 185

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第4条関係） 行政職群級別職務区分表			別表第1（第4条関係） 行政職群級別職務区分表		
職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
5 級		省略 _____	5 級		省略 三島病院事務局次長 省略
6 級		省略 _____	6 級		省略 三島病院事務局長 省略
省略		省略	省略		省略
備考 省略			備考 省略		
別表第4（第4条関係） 医療職群(→)級別職務区分表			別表第4（第4条関係） 医療職群(→)級別職務区分表		
職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3 級	省略		3 級	省略	
	管理者の事務部局	部長（中央病院リハビリテーション部長_____を除く。） 省略		管理者の事務部局	部長（中央病院リハビリテーション部長及び人間ドック部長を除く。） 省略
4 級	知事の事務部局	省略 _____	4 級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター副所長 省略
	管理者の事務部局	省略 センター長（4級_____） 省略 _____		管理者の事務部局	省略 センター長（中央病院のセンター長を除く。） 省略 人間ドック部長 省略
5 級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター所長 子ども療育センター副所長 省略	5 級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター所長 _____ 省略

管理者の事務部局	病院管理監 院長 省略 センター長（5級） 省略	管理者の事務部局	_____ 院長 省略 中央病院のセンター長 省略
----------	--------------------------------------	----------	---------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1088

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第13条の3 条例第19条第5項の人事委員会が定める作業は、正規の勤務時間（休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外から出勤する場合に限る。）の作業で、当該作業に従事する時間帯の全部又は一部が夜間（午後9時後翌日の午前5時前の間をいう_____。）であるものとする。</p> <p>第14条 省略 2～14 省略</p> <p>15 条例第20条第1項第16号の2に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>条例第19条第4項の作業</td> <td>手当の額</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>16～24 省略 （特殊自動車運転作業手当）</p> <p>第34条の5 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室をいう。</p> <p>2・3 省略</p>	条例第19条第4項の作業	手当の額	省略		<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第13条の3 条例第19条第5項の人事委員会が定める作業は、正規の勤務時間（休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外から出勤する場合に限る。）の作業で、当該作業に従事する時間帯の全部又は一部が夜間（午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。第14条第19項において同じ。）であるものとする。</p> <p>第14条 省略 2～14 省略</p> <p>15 条例第20条第1項第16号の2に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>条例第19条第5項の作業</td> <td>手当の額</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>16～24 省略 （特殊自動車運転作業手当）</p> <p>第34条の5 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）_____をいう。</p> <p>2・3 省略</p>	条例第19条第5項の作業	手当の額	省略	
条例第19条第4項の作業	手当の額								
省略									
条例第19条第5項の作業	手当の額								
省略									

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第10(第3条関係)

別表第10(第3条関係)

級 別 職 務 区 分 表

級 別 職 務 区 分 表

1 行政職給料表級別職務区分表

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 教育主任 _____ 省略
	省略	
省略		
5 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略
	省略	
	議会の事務部局	課長補佐 主幹 省略
	監査委員の事務部局	主幹 _____ 省略
	省略	
6 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略 _____ 省略
	省略	
7 級	知事の事務部局	省略 部付(7級) 所付 省略
	省略	
省略		

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 教育専門員(3級) 省略
	省略	
省略		
5 級	知事の事務部局	省略 秘書(5級) 省略
	省略	
	議会の事務部局	課長補佐 _____ 省略
	監査委員の事務部局	監査主幹 省略
	省略	
6 級	知事の事務部局	省略 秘書(6級) 省略 歯科技術専門学校長 省略
	省略	
7 級	知事の事務部局	省略 部付(7級) _____ 省略
	省略	
省略		

2・3 省略

2・3 省略

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略
4 級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター所長 子ども療育センター副所長

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター副所長 省略
4 級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター所長 _____

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略
	省略	
省略		
6 級	知事の事務部局	省略
	省略	省略
7 級	知事の事務部局	部付 南予地方局健康福祉環境部健康増進課長
	省略	省略

6 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
7 級	知事の事務部局	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局健康増進課長
		省略

7・8 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略 歯科技術専門学校教務主任
	省略	
省略		
6 級	知事の事務部局	省略 歯科技術専門学校教頭
	省略	省略
7 級	知事の事務部局	部付
	省略	省略

6 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
7 級	知事の事務部局	技幹
		省略

7・8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター_____、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに松山市及び財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)~(8) 省略</p>	<p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、<u>歯科技術専門学校</u>、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに松山市及び財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)~(8) 省略</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務</td> <td>省略</td> <td>1 種</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務	省略	1 種	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務</td> <td>省略</td> <td>1 種</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務	省略	1 種
部 局	公 職	区 分											
知事の事務	省略	1 種											
部 局	公 職	区 分											
知事の事務	省略	1 種											

部局	子ども療育センター所長			部局	子ども療育センター所長			
	子ども療育センター副所長				省略			
	省略		3 種		省略		3 種	
	省略				省略	歯科技術専門学校長		
	省略		4 種		省略	省略		4 種
委員会等の 事務部局	省略			委員会等の 事務部局	省略			
	省略		5 種		省略	子ども療育センター副所長		
	議会事務局課長補佐				省略	省略		5 種
省略	議会事務局主幹			省略	歯科技術専門学校教頭			
	監査事務局主幹				省略	省略		
省略	省略			省略	省略			
省略	省略			省略	省略			

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所
省略		省略	
12	省略 省略 省略	12	省略 <u>医療技術大学</u> 省略 歯科技術専門学校 省略
省略		省略	

○愛媛県人事委員会告示第2号

教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第12条の2第1項及び第12条の3第1項の規定に基づき、へき地等学校を次のとおり指定し、告示の日から施行し、へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）は、平成22年3月31日限り廃止する。

平成22年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

1 へき地学校

(1) 小学校の部

市 郡 名	学 校 名	級別区分
新居浜市	新居浜市立別子小学校	3 級
西条市	西条市立浦山小学校	1 級
今治市	今治市立岡村小学校	2 級
越智郡	上島町立魚島小学校	4 級
	上島町立生名小学校	2 級
	上島町立弓削小学校	1 級
	上島町立岩城小学校	
松山市	松山市立興居島小学校釣島分校	4 級
	松山市立怒和小学校	3 級
	松山市立津和地小学校	2 級
	松山市立中島小学校	1 級
上浮穴郡	久万高原町立面河小学校	2 級
	久万高原町立柳谷小学校	
	久万高原町立直瀬小学校	1 級
	久万高原町立仕七川小学校	
伊予郡	砥部町立高市小学校	2 級
	砥部町立広田小学校	1 級
	砥部町立玉谷小学校	
大洲市	大洲市立正山小学校	2 級
	大洲市立河辺小学校	
	大洲市立蔵川小学校	1 級
	大洲市立田処小学校	
	大洲市立大谷小学校	
	大洲市立予市林小学校	
喜多郡	内子町立石畳小学校	1 級
	内子町立参川小学校	
	内子町立小田小学校	
	内子町立田渡小学校	
西宇和郡	伊方町立大久小学校	1 級
	伊方町立三崎小学校	
	伊方町立佐田岬小学校	
	伊方町立二名津小学校	
西予市	西予市立大野ヶ原小学校	4 級
	西予市立惣川小学校	3 級

	西予市立遊子川小学校	2 級
	西予市立田之浜小学校	1 級
	西予市立河成小学校	
	西予市立土居小学校	
宇和島市	宇和島市立竹ヶ島小学校	5 級
	宇和島市立戸島小学校	3 級
	宇和島市立日振島小学校	
	宇和島市立蔭淵小学校	2 級
	宇和島市立御槇小学校	
	宇和島市立由良小学校	
	宇和島市立由良小学校須下分校	
北宇和郡	松野町立松野南小学校	1 級
	宇和島市立由良小学校平井分校	
南宇和郡	宇和島市立首根小学校	1 級
	愛南町立西浦小学校	2 級
	愛南町立中浦小学校	1 級
	愛南町立僧都小学校	
	愛南町立福浦小学校	

(2) 中学校の部

市 郡 名	学 校 名	級別区分
新居浜市	新居浜市立別子中学校	3 級
今治市	今治市立関前中学校	2 級
越智郡	上島町立魚島中学校	4 級
	上島町立弓削中学校	1 級
	上島町立岩城中学校	
松山市	松山市立中島中学校	1 級
上浮穴郡	久万高原町立柳谷中学校	2 級
	久万高原町立美川中学校	1 級
大洲市	大洲市立河辺中学校	2 級
	大洲市立肱川中学校	1 級
喜多郡	内子町立小田中学校	1 級
西宇和郡	伊方町立三崎中学校	1 級
西予市	西予市立城川中学校	1 級
南宇和郡	愛南町立福浦中学校	1 級

2 へき地学校に準ずる学校

(1) 小学校の部

市 郡 名	学 校 名
四国中央市	四国中央市立新宮小学校
上浮穴郡	久万高原町立父二峰小学校
	久万高原町立美川小学校
大洲市	大洲市立中野小学校
宇和島市	宇和島市立遊子小学校

北 宇 和 郡	鬼北町立日吉小学校
南 宇 和 郡	宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山小学校

(2) 中学校の部

市 郡 名	学 校 名
四国中央市	四国中央市立新宮中学校
北 宇 和 郡	鬼北町立日吉中学校
南 宇 和 郡	宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山中学校

3 特別の地域に所在する学校

市 郡 名	学 校 名
大 洲 市	大洲市立上須戒小学校
西 予 市	西予市立魚成小学校
宇 和 島 市	宇和島市立浦知小学校
南 宇 和 郡	愛南町立家串小学校

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

愛媛県議会議務局

平成22年4月1日

愛媛県議会議長 西 原 進 平

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会議務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（課、室、係及びグループの設置並びに名称）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 事務局長は、必要に応じて事務局にグループを置くことができる。</u></p> <p>（職）</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>主幹</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次長、参事、課長、室長、副参事、課長補佐、<u>主幹</u>、専門員、係長、担当係長、主任、主事及び技師は、書記をもつて充てる。</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p><u>8 主幹は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p>	<p>（課、室及び係 _____ の設置並びに名称）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（職）</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次長、参事、課長、室長、副参事、課長補佐 _____、専門員、係長、担当係長、主任、主事及び技師は、書記をもつて充てる。</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p>

11 省略

12 省略

13 省略

(課長及び室長の専決事項)

第8条 省略

2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 児童手当及び子ども手当の認定に関する事

(6)～(12) 省略

(室長の事務の代決)

第11条 室長が不在のときは、主幹がその事務を代決する

2 室長及び主幹が不在のときは、あらかじめ室長の指定した職員が代決することができる。

10 省略

11 省略

12 省略

(課長及び室長の専決事項)

第8条 省略

2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 児童手当 _____ の認定に関する事

(6)～(12) 省略

(室長の事務の代決)

第11条 室長が不在のときは、あらかじめ室長の指定した職員が代決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、技術課長補佐、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院管理監</td> <td style="text-align: center;">管理者を補佐し、病院事業の経営改善に関する事務を統括する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>(病院の組織)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、愛媛PET CTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、健康診断センター、災害医療センター、臨床研修センター、手術部、中</p>	職	職務	局長	省略	病院管理監	管理者を補佐し、病院事業の経営改善に関する事務を統括する。	省略		<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、技術課長補佐、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>(病院の組織)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、愛媛PET CTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、</p>	職	職務	局長	省略			省略	
職	職務																
局長	省略																
病院管理監	管理者を補佐し、病院事業の経営改善に関する事務を統括する。																
省略																	
職	職務																
局長	省略																
省略																	

中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、

、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室及び
集中治療室 _____ を置き、事務局に総務課、医事課及
び経営企画室を置く。

3・4 省略

5 _____ 愛媛県立南宇和病院には、第1項に定め
るもののほか、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人
工透析室を置く。

別表第1（第6条関係）

名称	位置	所管業務
省略		
省略		

別表第2（第7条関係）

省略		
愛媛県松山発電工 水管理事務所	省略	
	業務課	発電係、保守第一係、保守 第二係、給水係、施設係
	省略	
省略		

別表第3（第10条関係）

病院	係の名称
省略	
_____	省略
省略	
省略	

中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、
人間ドック部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、I
・C・U室及びC・C・U室を置き、事務局に総務課、医事課及
び経営企画室を置く。

3・4 省略

5 愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院には、第1項に定め
るもののほか、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人
工透析室を置く。

別表第1（第6条関係）

名称	位置	所管業務
省略		
愛媛県立三島病院	四国中央市	三島病院の管理及び運営に 関すること。
省略		

別表第2（第7条関係）

省略		
愛媛県松山発電工 水管理事務所	省略	
	発電課	発電係、保守第一係、保守 第二係 _____
	工業用水課	給水係、施設係
省略		

別表第3（第10条関係）

病院	係の名称
省略	
愛媛県立三島病院	省略
省略	
省略	

（愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合）</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額を、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 局長、<u>病院管理監</u>、病院長（中央病院長に限る。）、中央病院事務局長及び経営統括監の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p>	<p>（期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合）</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額を、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 局長 _____、病院長（中央病院長に限る。）、中央病院事務局長及び経営統括監の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p>

公 職	区 分
局長 病院管理監 省略 センター長（3種に該当する職を除く。） 省略	1 種
省略 センター長（1種に該当する職を除く。） 省略	3 種
省略 省略 省略	4 種
省略 本局技術課長補佐 発電所長 省略 省略	5 種

公 職	区 分
局長 省略 中央病院のセンター長 省略	1 種
省略 センター長（中央病院のセンター長を除く。） 省略 人間ドック部長	3 種
省略 発電所長 省略 三島病院事務局長 省略	4 種
省略 本局技術課長補佐 省略 三島病院事務局次長 省略	5 種

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項5級の欄中「三島病院事務局次長」を削り、同項6級の欄中「病院の事務局長（中央病院事務局長、今治病院事務局長及び新居浜病院事務局長を除く。）」を「南宇和病院事務局長」に改め、同表医療職給料表(一)の項2級の欄中「及び人間ドック部長」を削り、同項3級の欄中「中央病院のセンター長を除く。」を「4級」に改め、「人間ドック部長」を削り、同項4級の欄中「院長」を「病院管理監
院長」に、「中央病院のセンター長」を「センター長（5級）」に改める。

（愛媛県公営企業会計規程の一部改正）

第4条 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（現金取扱員）</p> <p>第3条の2 県立病院課及び病院に現金取扱員を置く。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（支出の決議）</p> <p>第40条 所属長は、支出伝票（現金の支払を伴わない支出にあつては、振替伝票）（以下この節において「支出伝票又は振替伝票」という。）を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出伝票又は振替伝票を作成することができる。</p> <p>(1) 児童手当及び子ども手当</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく保険料</p> <p>(5) 省略</p>	<p>（現金取扱員）</p> <p>第3条の2 _____病院に現金取扱員を置く。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（支出の決議）</p> <p>第40条 所属長は、支出伝票（現金の支払を伴わない支出にあつては、振替伝票）（以下この節において「支出伝票又は振替伝票」という。）を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出伝票又は振替伝票を作成することができる。</p> <p>(1) 児童手当 _____</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 自動車損害賠償法 _____（昭和30年法律第97号）に基づく保険料</p> <p>(5) 省略</p>

2 省略

(資金前渡のできる経費)

第45条 資金前渡をすることができる経費は、令第21条の5第1項第1号から第13号までに規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童手当及び子ども手当
- (2)~(10) 省略

(給与等の支払の方法)

第68条 報酬、給与及び賃金(日日雇用する者の賃金を除く。以下同じ。)並びに児童手当及び子ども手当(以下「給与等」という。)の支払の方法及び手続は、この節に定めるもののほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の例によるものとする。ただし、報酬及び賃金の支出負担行為及び支出決議については、この限りでない。

別表(第16条関係)

<u>電気事業勘定科目</u>	
<u>資</u>	<u>産</u> 省略
<u>負</u>	<u>債</u> 省略
<u>資</u>	<u>本</u> 省略
<u>収</u>	<u>益</u> 省略
<u>費</u>	<u>用</u>
(9) 事	業 費 用

款	項	目	節	備考
営業費用	() 発電所			
	() 管理事務所			
	()	省略		
		児童手当及び子ども手当		
	省略	省略		
	一般管理費			
		省略		
		児童手当及び子ども手当		
		省略		
省略				

<u>工業用水道事業勘定科目</u>	
<u>資</u>	<u>産</u>
(1) 固	定 資 産

2 省略

(資金前渡のできる経費)

第45条 資金前渡をすることができる経費は、令第21条の5第1項第1号から第13号までに規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童手当 _____
- (2)~(10) 省略

(給与等の支払の方法)

第68条 報酬、給与及び賃金(日日雇用する者の賃金を除く。以下同じ。)並びに児童手当 _____ (以下「給与等」という。)の支払の方法及び手続は、この節に定めるもののほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の例によるものとする。ただし、報酬及び賃金の支出負担行為及び支出決議については、この限りでない。

別表(第16条関係)

<u>電気事業勘定科目</u>	
<u>資</u>	<u>産</u> 省略
<u>負</u>	<u>債</u> 省略
<u>資</u>	<u>本</u> 省略
<u>収</u>	<u>益</u> 省略
<u>費</u>	<u>用</u>
(9) 事	業 費 用

款	項	目	節	備考
営業費用	() 発電所			
	() 管理事務所			
	()	省略		
		児童手当 _____		
	省略	省略		
	一般管理費			
		省略		
		児童手当 _____		
		省略		
省略				

<u>工業用水道事業勘定科目</u>	
<u>資</u>	<u>産</u>
(1) 固	定 資 産

款	項	目	節	備考
省略				
建設仮勘定	()地区	省略 総 係 費	省略 児童手当及び子 ども手当	
省略		省略	省略	

款	項	目	節	備考
省略				
建設仮勘定	()地区	省略 総 係 費	省略 児童手当_____	
省略		省略	省略	

(2) 土 地 造 成

款	項	目	節	備考
造成土地				
土地造成勘定	附 帯 事 業	省略 附 帯 雑 費	省略 児童手当及び子 ども手当	
省略		省略	省略	

款	項	目	節	備考
造成土地				
土地造成勘定	附 帯 事 業	省略 附 帯 雑 費	省略 児童手当_____	
省略		省略	省略	

省略

負 債 省略

資 本 省略

収 益 省略

費 用

(10) 事 業 費 用

款	項	目	節	備考
営業費用	()地区	省略 児童手当及び 子ども手当		
省略		省略		

省略

負 債 省略

資 本 省略

収 益 省略

費 用

(10) 事 業 費 用

款	項	目	節	備考
営業費用	()地区	省略 児童手当_____		
省略		省略		

本 局	省略		
	児童手当及び 子ども手当		
	省略		
	省略		
	児童手当及び 子ども手当		
附 帯 事 業	省略		
省略			

本 局	省略		
	児童手当	_____	
	省略		
	省略		
	児童手当	_____	
附 帯 事 業	省略		
省略			

病院事業勘定科目
資 産 省略
負 債 省略
資 本 省略
収 益 省略
費 用
 (9) 事 業 費 用

病院事業勘定科目
資 産 省略
負 債 省略
資 本 省略
収 益 省略
費 用
 (9) 事 業 費 用

款	項	目	節	備考
医業費用	() 病院	省略		

		省略		
		厚生福利費 児童手当及び 子ども手当		
		省略		
省略	省略			
省略				

款	項	目	節	備考
医業費用	() 病院	省略		
		児童手当		
		省略		
		厚生福利費		

省略	省略			
省略				

様式第85号中 「

三島病院
南宇和病院
新居浜病院

」 を 「

南宇和病院
新居浜病院

」 に改める。

(愛媛県立病院料金規程の一部改正)

第5条 愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第3（第2条関係）					別表第3（第2条関係）				
名称	病院名	区 分	1日1病床の金額		名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の 譲渡等に該当する ものに係るもの	左記以外の もの				消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の 譲渡等に該当する ものに係るもの	左記以外の もの
室料 差額	省略				室料 差額	省略			
						愛媛県	特別室	11,000円	11,550円
						立三島	個室(A)	5,000円	5,250円
						病院	個室(B)	3,500円	3,670円
					2人室	1,500円	1,570円		
	省略				省略				

（愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程の一部改正）

第6条 愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事業所		所属長	事業所		所属長
名称	所在地		名称	所在地	
省略			省略		
			愛媛県立三島病院	四国中央市	愛媛県立三島病院長
省略			省略		

別表第2中
 「

県立三島病院
県立南宇和病院

」
 を
 「

県立南宇和病院

」
 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

愛媛県松山発電工水管理事務所発電課発電係長	愛媛県松山発電工水管理事務所業務課発電係長
愛媛県松山発電工水管理事務所発電課保守第一係長	愛媛県松山発電工水管理事務所業務課保守第一係長
愛媛県松山発電工水管理事務所発電課保守第二係長	愛媛県松山発電工水管理事務所業務課保守第二係長
愛媛県松山発電工水管理事務所工業用水課給水係長	愛媛県松山発電工水管理事務所業務課給水係長
愛媛県松山発電工水管理事務所工業用水課施設係長	愛媛県松山発電工水管理事務所業務課施設係長

3 この管理規程の施行の日前の愛媛県立三島病院の使用に係る料金の額については、なお従前の例による。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(発電工水管理事務所各課の所掌事務)</p> <p>第2条の2 愛媛県発電工水管理事務所(以下「発電工水管理事務所」という。)の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>業務課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設の操作に関すること。</u></p> <p>(3) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設その他附帯施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>水量メーターの点検及び検査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>水質の測定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他発電及び工業用水に関すること。</u></p> <p>用水管理課 省略</p> <p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>医事課 省略</p> <p>経営企画室 省略</p> <p>総合診療部</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>救急診療部 省略</p> <p>救命救急センター 省略</p> <p>総合周産期母子医療センター 省略</p> <p>愛媛PETCTセンター 省略</p> <p>消化器病センター 省略</p> <p>がん治療センター 省略</p> <p>腎糖尿病センター 省略</p> <p>脳卒中センター</p>	<p>(発電工水管理事務所各課の所掌事務)</p> <p>第2条の2 愛媛県発電工水管理事務所(以下「発電工水管理事務所」という。)の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>発電課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>その他発電に関すること。</u></p> <p>工業用水課</p> <p>(1) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設の操作に関すること。</u></p> <p>(2) <u>取水、浄水、送水及び配水の施設その他附帯施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>水量メーターの点検及び検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>水質の測定に関すること。</u></p> <p>用水管理課 省略</p> <p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>医事課 省略</p> <p>経営企画室 省略</p> <p>総合診療部</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>臨床教育に関すること。</u></p> <p>救急診療部 省略</p> <p>救命救急センター 省略</p> <p>総合周産期母子医療センター 省略</p> <p>愛媛PETCTセンター 省略</p> <p>消化器病センター 省略</p> <p>がん治療センター 省略</p> <p>腎糖尿病センター 省略</p>

- (1) 脳卒中診療に関すること。
- (2) 脳卒中センターの管理に関すること。
- (3) その他脳卒中医療に関すること。

循環器病センター

- (1) 循環器病診療に関すること。
- (2) 循環器病センターの管理に関すること。
- (3) その他循環器病医療に関すること。

総合診療センター

- (1) 診療に関すること（他のセンターの主管に属するものを除く。）。
- (2) 総合診療センターの管理に関すること。
- (3) その他医療に関すること（他のセンターの主管に属するものを除く。）。

健康診断センター

- (1) 健康診断に関すること。
- (2) 健康診断センターの管理に関すること。

災害医療センター

- (1) 災害基幹拠点病院に関すること。
- (2) 災害医療センターの管理に関すること。
- (3) その他災害医療に関すること。

臨床研修センター

- (1) 臨床研修に関すること。
- (2) 臨床研修センターの管理に関すること。
- (3) その他臨床教育に関すること。

手術部 省略

中央材料部 省略

検査部 省略

放射線部 省略

リハビリテーション部 省略

栄養部 省略

輸血部 省略

病理診断部 省略

内視鏡室 省略

人工透析室 省略

集中治療室

- (1) 重症患者の集中治療に関すること。
- (2) その他集中治療に関すること。

3・4 省略

5 愛媛県立南宇和病院の検査部等の所掌事務は、次のとおりとする。

検査部 省略

放射線部 省略

リハビリテーション部 省略

人工透析室 省略

手術部 省略

中央材料部 省略

検査部 省略

放射線部 省略

リハビリテーション部 省略

栄養部 省略

人間ドック部

- (1) 人間ドックの運営に関すること。
- (2) 人間ドック室の管理に関すること。
- (3) その他人間ドックに関すること。

輸血部 省略

病理診断部 省略

内視鏡室 省略

人工透析室 省略

I・C・U室

- (1) 外科的重症患者の集中治療に関すること。
- (2) その他I・C・Uに関すること。

C・C・U室

- (1) 内科的重症患者の集中治療に関すること。
- (2) その他C・C・Uに関すること。

3・4 省略

5 愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院の検査部等の所掌事務は、次のとおりとする。

検査部 省略

放射線部 省略

リハビリテーション部 省略

人工透析室 省略

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1 (第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1 (第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	専決者				管 理 者	専決者	
			局 長	課 長				局 長	課 長
1 省略					1 省略				
2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略				2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略			
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関すること。					5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関すること。			
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等(条例第19条、第20条、要綱第12条)					(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等(条例第18条、第19条、要綱第12条)			
	(2) 省略					(2) 省略			
	(3) 第三者に対する通知(条例第15条第3項、第22条)				(3) 第三者に対する通知(条例第15条第3項、第21条)				
3 省略					3 省略				
4 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1～7 省略				4 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1～7 省略			
	8 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関すること。					8 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関すること。			
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(第41条、第42条)					(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等(第40条、第41条)			
	(2) 第三者に対する通知(第25条第3項、第44条)				(2) 第三者に対する通知(第25条第3項、第43条)				
5 組織及び人事管理に関する事務	1 省略				5 組織及び人事管理に関する事務	1 省略			
	2 局長及び病院管理監の出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。					2 局長_____の出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。			
	3 職員(局長及び病院管理監を除く。)の海外出張に関すること。					3 職員(局長_____を除く。)の海外出張に関すること。			
	4～8 省略					4～8 省略			
6～10 省略					6～10 省略				
備考 省略					備考 省略				
別表第2 (第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第2 (第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			管 理 者	専決者	
				局 長	課 長
総 務 課	1～7 省略				
	8 服務に関する事務	1 営利企業等の従事許可に関すること（地公法第38条）。			
		(1) 局長及び病院管理監に係るもの			
		(2) 省略			
		2 省略			
		3 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。			
		(1) 局長及び病院管理監に係るもの			
	9 給与等に関する事務	1 省略			
		2 諸手当に関すること（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。））。			
		(1)～(3) 省略			
(4) 児童手当及び子ども手当の認定					
(5) 省略					
3～5 省略					
10～14 省略					
省 略					
県 立 病 院 課	1 病院事業に関する事務	1～4 省略			
		5 未収金の督促及び催告に関すること。			—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			管 理 者	専決者	
				局 長	課 長
総 務 課	1～7 省略				
	8 服務に関する事務	1 営利企業等の従事許可に関すること（地公法第38条）。			
		(1) 局長_____に係るもの			
		(2) 省略			
		2 省略			
		3 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。			
		(1) 局長_____に係るもの			
	9 給与等に関する事務	1 省略			
		2 諸手当に関すること（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。））。			
		(1)～(3) 省略			
(4) 児童手当_____の認定					
(5) 省略					
3～5 省略					
10～14 省略					
省 略					
県 立 病 院 課	1 病院事業に関する事務	1～4 省略			

（愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(代 決 者)

第 5 条 代 決 者 は、次 の 表 に 掲 げ る と お り と す る。

区分	決裁者	代決者	
		第 1 次 代 決 者	第 2 次 代 決 者
省略			
院長の 権限に 属する 事務	省略		
	事務局 長	課長又は経営企画室 長 (_____ 愛媛県立南宇 和病院にあっては、 事務局次長)	省略
	省略		
省略			

2 省略

別表第 1 (第 4 条関係)

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	発電所、 発電工水 管理事務 所及び工 業用水道 管理事務 所におけ る決裁区 分		愛媛県立中央病 院、愛媛県立今 治病院及び愛媛 県立新居浜病院 における決裁区 分		_____ _____ 愛媛 県立南宇 和病院に おける決 裁区分		
		所長	専決 者	院長	専決者		院長	専決 者
			課長		事務局 局長	課長 又は 経営 企画 室長		事務局 局長
1 ~ 7 省略								

備考 この表 4 の部及び 5 の部の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「課長又は経営企画室長」とあるのは、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部、輸血部、病理診断部、薬剤部及び看護部、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部並びに愛媛県立新居浜病院の薬剤部にあっては「部長」と、愛媛県立今治病院の薬剤部にあっては「総務課長」とし、同表 _____ 愛媛県立南宇和病院における決裁区分の欄中「事務局長」とあるのは、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部にあっては、「部長」とする。

(代 決 者)

第 5 条 代 決 者 は、次 の 表 に 掲 げ る と お り と す る。

区分	決裁者	代決者	
		第 1 次 代 決 者	第 2 次 代 決 者
省略			
院長の 権限に 属する 事務	省略		
	事務局 長	課長又は経営企画室 長 (<u>愛媛県立三島病 院及び愛媛県立南宇 和病院にあっては、 事務局次長</u>)	省略
	省略		
省略			

2 省略

別表第 1 (第 4 条関係)

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	発電所、 発電工水 管理事務 所及び工 業用水道 管理事務 所におけ る決裁区 分		愛媛県立中央病 院、愛媛県立今 治病院及び愛媛 県立新居浜病院 における決裁区 分		<u>愛媛県立 三島病院 及び愛媛 県立南宇 和病院に おける決 裁区分</u>		
		所長	専決 者	院長	専決者		院長	専決 者
			課長		事務局 局長	課長 又は 経営 企画 室長		事務局 局長
1 ~ 7 省略								

備考 この表 4 の部及び 5 の部の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「課長又は経営企画室長」とあるのは、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部、輸血部、病理診断部、薬剤部及び看護部、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部並びに愛媛県立新居浜病院の薬剤部にあっては「部長」と、愛媛県立今治病院の薬剤部にあっては「総務課長」とし、同表愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院における決裁区分の欄中「事務局長」とあるのは、看護部並びに愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院の検査部、放射線部及びリハビリテーション部にあっては、「部長」とする。

別表第2（第4条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所長	専決 者
				課長
業 務 課	1 発電及 び工業用 水事業に 関する事 務	1 発電設備の運転及び保守に 関すること。	—	
		2 省略		
		3 省略		
		4 省略		
		5 省略		
		6 その他発電及び工業用水に 関すること。	—	

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				
			院長	専決者		院長	専決者
				事務局 長	課長		
総 務 課	1～8 省略						

備考 _____ 愛媛県立南宇和病院においては、この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、「事務局」として、同表の規定を適用する。

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				
			院長	専決者		院長	専決者
				事務局 長	課長		
医 事 課	1～8 省略						

備考 _____ 愛媛県立南宇和病院においては、この表組織名の欄中「医事課」とあるのは、「事務局」として、同表の規定を適用する。

別表第2（第4条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所長	専決 者
				課長
工 業 用 水 課	1 工業用 水事業 _____に 関する事 務			
		1 省略		
		2 省略		
		3 省略		
		4 省略		

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院長	専決者		院長	専決者	
				事務局 長	課長			事務局 長
総 務 課	1～8 省略							

備考 愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院においては、この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、「事務局」として同表の規定を適用する。

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院長	専決者		院長	専決者	
				事務局 長	課長			事務局 長
医 事 課	1～8 省略							

備考 愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院においては、この表組織名の欄中「医事課」とあるのは、「事務局」として、同表の規定を適用する。

